

消防の動き



2019
10
No.582

● 令和2年度消防庁所管予算 概算要求の概要



FDMA
住民とともに

消 防 庁
Fire and Disaster Management Agency



令和2年度消防庁所管予算 概算要求 の概要 5

令和元年10月号 No.582

巻頭言 就任にあたって（消防庁次長 米澤 健）

巻頭言 一生の宝となる同期のつながり（消防大学校長 牧 慎太郎）

Report

| | |
|--------------------------------------|----|
| 住宅用火災警報器の設置率等の調査結果（令和元年6月1日時点） | 11 |
| 平成30年（1～12月）における火災の状況（確定値） | 13 |

Topics

| | |
|--------------------------------------|----|
| 第38回全国消防殉職者慰霊祭 | 15 |
| 「救急の日2019」及び「令和元年度救急功労者表彰式」の開催 | 17 |

緊急消防援助隊情報

| | |
|--------------------------------------|----|
| 令和元年度緊急消防援助隊地域ブロック 合同訓練の実施について | 20 |
|--------------------------------------|----|

先進事例紹介

| | |
|---|----|
| 豊橋市消防本部人材育成基本方針の策定～自治体消防における人材育成の過渡期～ （豊橋市消防本部 総務課 人事教養担当） | 22 |
|---|----|

消防通信～望楼

| | |
|--|----|
| 札幌市消防局（北海道）／松戸市小金消防署（千葉県） 海老名市消防本部（神奈川）／京都市消防局（京都府） | 28 |
|--|----|

消防大学校だより

| | |
|--------------------------------------|----|
| 危険物科における教育訓練～違反処理シミュレーションについて～ | 29 |
| 特別講習会の開催～大規模イベントへの対応力の向上～ | 30 |

報道発表

| | |
|------------------------------------|----|
| 最近の報道発表（令和元年8月24日～令和元年9月23日） | 31 |
|------------------------------------|----|

通知等

| | |
|----------------------------------|----|
| 最近の通知（令和元年8月24日～令和元年9月23日） | 32 |
| 広報テーマ（10月・11月） | 32 |

お知らせ

| | |
|-------------------------------|----|
| ガス機器による火災及びガス事故の防止 | 33 |
| 2020年度「全国統一防火標語」の募集について | 34 |
| 消防防災分野の国際協力について | 35 |
| 第67回全国消防技術者会議のプログラムについて | 37 |



■ 表紙
本号掲載記事より

就任にあたって



消防庁次長 米澤 健

7月19日付けで消防庁次長を拝命しました米澤です。これまで通算しますと7年弱消防庁で勤務し、それぞれの立場で貴重な経験をさせて頂きました。予防課長の時には、長崎市の認知症高齢者施設や福岡市の有床診療所で多くの方が亡くなる火災が発生し、スプリンクラーの設置義務等を強化したほか、福知山花火大会でガソリン携行缶から噴き出た火炎で死傷者が出た事故では、屋外イベント会場における防火対策に取り組みました。いずれも尊い人命が失われる重大な火災を受けて、予防行政としてどう対応すべきかを深く考える機会となりました。規制を強化すれば安全を高めることはできますが、事業者の方々等の負担は増します。また、ソフト（防火管理）とハード（設備規制）のバランス、さらには消防機関が適切に違反処理できる内容であることなど、消防は、常に社会的に許容できるコストを探りながら安全を最大限図ることが重要であると身に染みて感じました。

防災課長としては、鬼怒川が決壊した関東・東北豪雨や熊本地震に対応しました。住民の命を守るべき市町村の庁舎や防災体制が脆弱であったこと、避難勧告・指示を的確に出すことの難しさ、関係省庁・県・市町村が連携する際の課題など、最近の災害対応にも通じる多くの教訓を得ることができました。

その後、総務課長を経て、7月までの2年間は内閣府防災担当の審議官をしておりました。その間に起こった九州北部豪雨、西日本豪雨、北海道胆振東部地震などの災害対応を見ても、消防は第一線の人命救助のプロとして、関係機関から深い信頼を得ていると感じます。一方で、特に最近では政府全体として、関係機関が積極的に協力し合いながら、危機管理に万全の体制で臨む意識が徹底しています。自然災害の救助の現場では、従来の自衛隊や警察だけではなく、専門的な知識と装備を持った海保や国交省などと連携する場面が増えてきました。また、救助後の災害関連死を防ぐため、自治体の避難所や仮設住宅における居住環境、さらに被災者をケアする福祉等サービスまで見据えた対応が不可欠となっています。大災害であるほど、迅速・的確な人命救助のために多くの関係機関が互いの能力を補い合う必要があります。消防も、自らの装備や技術を充実するとともに、人事交流や訓練などを通じて、連携相手のことを知ることが今まで以上に重要となってくるでしょう。

消防は、住民に身近な市町村行政ですが、これからの消防の発展を考えると、市町村の枠を超えた取り組みが不可欠です。大災害やテロ、ますます高度化する救急や予防行政には、大組織の方が力を発揮しやすく、また、Society5.0時代の情報技術の活用も小さな組織だけでは難しいでしょう。消防の広域化を推進すべきなのは言うまでもありませんが、今、消防が抱えている課題で、全国レベルのIoTシステムで解決できることはまだまだ多いのではないのでしょうか。消防行政の多くの分野で求められるのは、むしろ均一で質の高いサービスです。全国の消防機関がより一層協力し合えるよう、力を尽くして参ります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

一生の宝となる同期のつながり



消防大学校長 牧 慎太郎

今年、消防大学は設立から60年を迎えました。全国の消防職員16万人、消防団員84万人あわせて100万人の最高研修機関として、昭和23年に創設された前身の消防講習所からの卒業生の累計は6万6千人を超えています。学生たちが寝食を共にする不二寮の定員は南・北寮あわせて224名、まさに同じ釜の飯を食った消大同期のつながりは一生の宝になるという声をよく耳にします。特に近年、甚大な被害をもたらす災害の多発に伴い、緊急消防援助隊の活躍が注目されますが、消大時代の教官や同期のつながりが、それぞれの消防本部から派遣された隊員による連携の円滑化に寄与していると高く評価されています。校長に就任して2ヶ月余りが経ち、改めて消防大学が全国の消防人材の交流拠点として大きな役割を果たしていることを実感しています。

さて、私の消防との関わりは昭和63年から平成元年にかけて消防庁総務課に勤務したことに始まります。昭和天皇の崩御に伴う大喪の礼にも全国の消防の代表者を引率して参列し、かつての古い消大の校舎で消防組織法の講義も担当しました。平成の時代が幕を閉じ、令和の時代を迎えて消防大学校長を拝命したことに感慨深いものがあります。

消防大学では、入校式のあと校長講話をさせていただきますが、そこで私が取り上げているテーマの一つが災害時のSNS活用です。現在、20代では98%がスマホ等でSNSを利用しており、マスクミを同じくなくても誰もが写真や動画付きで情報を発信できる時代になりました。私が兵庫県に勤務していた時に発生した兵庫県西部豪雨災害は死者・行方不明者20名に及ぶ大災害でしたが、SNSを通じて孤立集落の安否が確認され、また被災箇所の状況について写真や動画と位置情報付きで地域住民から続々と投稿があり、被災地の復旧にも役立ちました。また、私が熊本市副市長を退任して1年後に発生した熊本地震では、熊本市長がツイッターで水道の漏水箇所の住所情報と現場の写真をリプライで送るよう呼びかけたところ、約3千件もの情報が寄せられ、効果的な水道の復旧につながりました。そして、被災地の核心部から情報は出てこない～一定のエリアから情報が出てこないこと自体が重要な情報～という阪神淡路大震災の経験も踏まえ、SNSへの投稿をAIで分析して災害時対応に活かそうという新しい動きもあります。SNSの積極的な活用なども消防大学での学びに加えてはどうかと考えています。

また、この10年間で建物火災の件数は約3割減少していますが、一方で今年1月に秋田県能代市と東京都八王子市で3名が殉職するなど消防職員に対する実践的な教育訓練の必要性が増しており、実火災体験型訓練の体制強化も図っていきたいと考えています。これからも全国の消防職員・消防団員の期待に応えられる消防大学を目指して尽力してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

令和2年度消防庁所管予算 概算要求の概要

総務課

1 消防庁所管予算 概算要求額の概要

「令和2年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」（令和元年7月31日閣議了解。以下「概算要求基準」という。）を踏まえ、8月末に令和2年度予算概算要求を財務省に提出しました。以下、令和2年度消防庁所管予算概算要求の概要について解説します。

「令和2年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」

（令和元年7月31日閣議了解）

令和2年度予算は、「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定。以下「基本方針2019」という。）を踏まえ、引き続き、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定。以下「基本方針2018」という。）で示された「新経済・財政再生計画」の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組む。歳出全般にわたり、平成25年度予算から前年度当初予算までの安倍内閣の歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する。

（略）

1. 要求・要望について

(5) その他の経費

基礎的財政収支対象経費のうち、上記(1)ないし(4)に掲げる経費を除く経費（以下「その他の経費」という。）については、既定の歳出を見直し、前年度当初予算のうち通常分におけるその他の経費に相当する額に100分の90を乗じた額（以下「要望基礎額」という。）の範囲内で要求する。

（略）

(6) 新しい日本のための優先課題推進枠

令和2年度予算においては、予算の重点化を進めるため、「基本方針2019」及び「成長戦略実行

計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」（令和元年6月21日閣議決定）等を踏まえた諸課題について、「新しい日本のための優先課題推進枠」を措置する。

このため、各省大臣は、(1)ないし(5)とは別途、前年度当初予算のうち通常分におけるその他の経費に相当する額と要望基礎額の差額に100分の300を乗じた額及び義務的経費が(3)に規定する額を下回る場合にあっては、当該差額に100分の300を乗じた額の合計額の範囲内で要望を行うことができる。

「新しい日本のための優先課題推進枠」においては、各府省庁は、歳出改革の反映に取り組み、改革の効果に関する定量的試算・エビデンスを明らかにする。

（注）(1)年金・医療等に係る経費、(2)地方交付税交付金等、(3)義務的経費、(4)東日本大震災からの復興対策に係る経費

令和2年度概算要求総額は、159.9億円であり、一般会計152.0億円、東日本大震災復興特別会計（以下「復興特会」という。）7.9億円となっています。なお、一般会計152.0億円には、概算要求基準を踏まえた新しい日本のための優先課題推進枠（以下「推進枠」という。）として、21.3億円が含まれています。推進枠として要求している主な事業は、拠点機能形成車の整備4.0億円、化学剤遠隔検知装置の整備1.4億円、新型実火災体験型訓練施設の整備1.5億円、消防団の連携等の支援1.4億円、企業・大学等との連携による女性・若者等の消防団加入促進支援事業1.7億円、女性消防吏員の更なる活躍推進0.8億円、国際消防防災フォーラムを活用した消防防災インフラシステムの海外展開の推進0.6億円、消防ロボットシステムの実証配備による最適化改良・量産型仕様策定1.0億円などとなっています（各事業の詳細については後述）。また、平成30年12月14日に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に係る事業（以下「緊急対策事業」という。）については、事項要求となっています。



令和2年度概算要求額は、令和元年度消防庁一般会計予算135.3億円（緊急対策事業除く）に対して16.8億円増（12.4%増）、令和元年度復興特会26.7億円に対して

18.8億円減（70.5%減）となっています。なお、消防団関連予算については、0.9億円増（12.9%増）となっています。

令和2年度 消防庁予算概算要求の概要

概算要求額 159.9億円

○一般会計 152.0億円（対前年度比16.8億円、12.4%増）【緊急対策事業除く】

○復興特別会計 7.9億円（対前年度比▲18.8億円、▲70.5%減）

3か年緊急対策事業については、事項要求

<主な事業>

① 緊急消防援助隊の強化 59.0億円

- ・緊急消防援助隊設備整備費補助金 49.9億円
- ・拠点機能形成車の整備 4.0億円
- ・化学剤遠隔検知装置の整備【新規】 1.4億円

② 様々な災害に対応するための常備消防力等の充実強化 19.1億円

- ・消防防災施設整備費補助金 14.1億円
- ・市町村の消防の広域化及び連携・協力の推進 0.3億円
- ・新型実火災体験型訓練施設の整備【新規】 1.5億円

③ 消防団の充実強化 7.9億円

④ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた安心・安全対策の推進 8.6億円

- ・テロ対策対応資機材の整備等による消防・救急体制の構築 7.2億円

⑤ 防災情報の伝達体制の充実強化 21.8億円

- ・Jアラートの運用・保守・更改 10.8億円
- ・防災情報システムの標準化に関する調査・検討【新規】 0.4億円



【平成30年7月豪雨の際の捜索活動】

<消防団関連予算>

概算要求額 7.9億円（対前年度比0.9億円、12.9%増）【緊急対策事業除く】

(1) 消防団の充実強化に向けた支援 3.3億円

- ・数値目標を含んだ、消防団の体制に関する中期的な計画策定モデル事業 0.9億円【新規】
- ・消防団の連携等の支援 1.4億円

(2) 消防団への加入促進等や自主防災組織等の活性化 4.6億円

- ・企業・大学等との連携による女性・若者等の消防団加入促進支援事業 1.7億円
- ・救助用資機材等の安全で円滑な利用に向けた技術講習等の実施 0.7億円【新規】



【若者による消防団活動イメージ（学生消防団員による救命講習）】

～国民の生命・生活を守る～ 消防防災行政の推進（一般会計） 152.0億円

| | |
|---|--|
| (1) 大規模災害に備えた緊急消防援助隊の充実強化 | 59.0億円 |
| ・緊急消防援助隊設備整備費補助金 49.9億円 | ・拠点機能形成車の整備 4.0億円 |
| ・化学剤遠隔検知装置の整備【新規】 1.4億円 | ・緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練の実施 0.9億円 |
| (2) 様々な災害に対応するための常備消防力等の充実強化 | 19.1億円 |
| ○常備消防力の充実強化 | ○地方公共団体の災害対応の能力の強化 |
| ・消防防災施設整備費補助金 14.1億円 | ・小規模市町村の全庁的な災害対応に係る実践的な訓練等【新規】 0.1億円 |
| ・消防の広域化及び連携・協力の推進 0.3億円 | ・#7119の全国展開をはじめとする救急需要対策の充実強化 0.2億円 |
| ・新型実火災体験型訓練施設の整備【新規】 1.5億円 | |
| (3) 地域防災力の中核となる消防団及び自主防災組織等の充実強化 | 7.9億円 |
| ○消防団の充実強化に向けた支援 | ○消防団への加入促進等や自主防災組織等の活性化 |
| ・消防団の体制に関する中期的な計画策定モデル事業 0.9億円【新規】 | ・企業・大学等との連携による女性・若者等の消防団加入促進支援事業 1.7億円 |
| ・消防団の連携等の支援 1.4億円 | ・救助用資機材等の安全で円滑な利用に向けた技術講習等の実施 0.7億円【新規】 |
| (4) 火災予防対策の推進 | 3.4億円 |
| ○火災予防対策の推進 | ○危険物施設等の安全対策の推進 |
| ・火災予防の実効性向上、違反是正推進による安心・安全の確保 0.4億円 | ・過疎地域等の燃料供給インフラの維持に向けた安全対策 0.3億円 |
| | ・危険物施設等の自然災害対策等に関する検討【新規】 0.9億円 |
| (5) 消防防災分野における女性の活躍促進 | 3.6億円 |
| ○女性消防吏員の更なる活躍推進 | ○消防団への女性・若者等の加入促進 |
| ・女性をターゲットとしたPR広報や消防本部向け説明会の実施 0.8億円 | ・企業・大学等との連携による女性・若者等の消防団加入促進支援事業(再掲) 1.7億円 |
| | ・全国女性消防団員活性化大会(活動報告・意見交換会等) 0.2億円 |
| (6) 防災情報の伝達体制の充実強化 | 21.8億円 |
| ・災害時の情報伝達体制の充実強化 0.2億円 | ・防災情報システムの標準化に関する調査・検討【新規】 0.4億円 |
| ・Jアラートの運用・保守・更改 10.8億円 | |
| (7) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた安心・安全対策の推進 | 8.6億円 |
| ・テロ対策対応資機材の整備等による消防・救急体制の構築 7.2億円 | |
| ・国民保護共同訓練の充実強化 1.2億円 | |
| (8) 消防防災分野における消防用機器等の海外展開の推進及び科学技術の活用 | 7.2億円 |
| ・国際消防防災フォーラムを活用した消防防災インフラシステムの海外展開の推進 0.6億円 | |
| ・消防ロボットシステムの実証配備による最適化改良・量産型仕様策定 1.0億円 | ・消火活動時の殉職・受傷事故を防止するための研究開発【新規】 0.2億円 |

被災地における消防防災体制の充実強化（復興特別会計） 7.9億円

- ・消防防災施設災害復旧費補助金(消防庁舎・消防団拠点施設等) 3.2億円
- ・消防防災設備災害復旧費補助金(消防団車両・自主防災組織資機材) 0.9億円
- ・原子力災害避難指示区域消防活動費交付金(消防活動用資機材、応援出動経費等) 2.8億円



2 主要施策

令和2年度概算要求における主要項目は、次の8つの柱及び復興特会からなっています。以下、各項目において主な事業を紹介します。

(1) 大規模災害に備えた緊急消防援助隊の充実強化

「緊急消防援助隊基本計画」に基づき部隊を増強させるため、緊急消防援助隊設備整備費補助金49.9億円を要求しています。

また、南海トラフ地震等の大規模災害に備えるための後方支援体制の強化として、拠点機能形成車の整備(3台)4.0億円、NBC災害に備えるため、化学剤遠隔検知装置の整備(2台)1.4億円(新規)を要求しています。

上記の他、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練の実施に係る経費0.9億円、消防防災航空隊の充実強化(消防防災ヘリコプター操縦士等の養成・確保策及び共同運航体制の構築)に関する調査・検討経費0.4億円についても要求しています。



【拠点機能形成車】

大型エアートントやトイレ等の長期間の消防応援活動に対応した資機材を搭載



【化学剤遠隔検知装置 (イメージ図)】

(2) 様々な災害に対応するための常備消防力等の充実強化

○常備消防力の充実強化

各地域の多様な消火・救急・救助ニーズに的確に対応するため、消防の広域化や消防業務の一部の連携・協力など、地域の実情に応じた柔軟な対応を推進する事業として、市町村の消防の広域化及び連携・協力の推進に係る経費0.3億円を要求しています。

また、消防大学校において、消防学校教官等の教

育訓練指導者に対する火災進展状況や緊急退避の判断力を養う訓練を強化するため、新型実火災体験型訓練施設の整備に係る経費1.5億円(新規)を要求しています。

上記の他、防火水槽(耐震性貯水槽)等の消防防災施設の整備を促進するため、消防防災施設整備費補助金14.1億円についても要求しています。



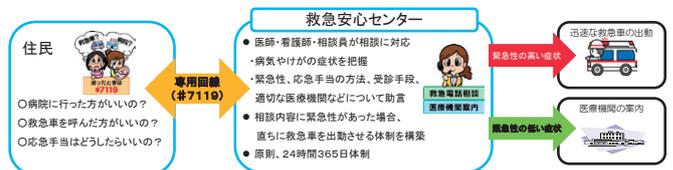
【実火災体験型訓練(ホットトレーニング)】

○地方公共団体の災害対応能力の強化

小規模市町村の全庁的な災害対応に係る実践的な訓練(地震・津波・土砂災害等)等の実施に係る経費0.1億円(新規)の他、火山噴火に係る住民等避難の対応への支援等に係る経費0.3億円(新規)を要求しています。

○救急体制の確保

救急車の適正利用を促すため、救急安心センター事業(#7119)の全国展開を推進するとともに、救急活動記録のデジタル化等を検討するための経費として0.2億円を要求しています。



【救急安心センター事業 (#7119) イメージ図】

(3) 地域防災力の中核となる消防団及び自主防災組織等の充実強化

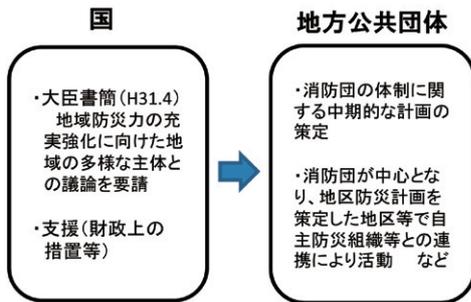
○消防団の充実強化に向けた支援

将来の人口見通し等を踏まえ、消防団員数や装備の改善など、定量的な数値目標を含む消防団の中期的な計画の策定を支援する事業として、消防団の体制に関する中期的な計画策定モデル事業0.9億円(新



規)を要求しています。

また、消防団の連携等の支援(消防団が中心となつて、地区防災計画を策定した地区等で、自主防災組織等との連携により活動し、消防団員の確保等に資する事業を支援)に要する経費1.4億円についても要求しています。



【消防団に対する支援事業のイメージ(地域防災力の充実強化)】

○消防団への加入促進等や自主防災組織等の活性化

企業・大学等との連携による女性・若者等の消防団加入促進支援事業(新規分団の設立等支援を実施するとともに、新たに自治体間で連携して入団促進を行う事業を支援)1.7億円の他、全国女性消防団員活性化大会(活動報告、意見交換会等)0.2億円、女性消防団員等の活躍加速支援事業(シンポジウム開催や学習・啓発教材配布等)0.4億円を要求しています。

また、救助用資機材等の技術講習等実施に係る経費0.7億円(新規)、自主防災組織の活性化への支援等に係る経費0.5億円(新規)についても要求しています。



【企業との連携イメージ(建設業に従事する消防団員の防災訓練参加)】

(4) 火災予防対策の推進

○火災予防対策の推進

火災予防の実効性向上及び規制体系の検証・見直しや立入検査による消防法令に係る違反是正等の推進に係る経費として0.4億円を要求しています。



【H30.7月 東京都多摩市における建物火災】



【H30.12月 札幌市爆発火災】

○危険物施設等の安全対策の推進

高齢化による腐食・劣化等を原因とする事故件数の増加等を踏まえ、効果的な予防保全に係る方策や危険物取扱者の保安講習カリキュラムの見直し、危険物施設における風水害等の自然災害対策の検討に要する経費として0.9億円(新規)を要求しています。

また、過疎地域等の燃料供給インフラの維持に向けた安全対策に係る経費0.3億円、石油コンビナート等における防災・減災対策に係る経費1.4億円についても要求しています。



【新技術(ドローン等)を活用した効果的な予防保全の例】

(5) 消防防災分野における女性の活躍促進

○女性消防吏員の更なる活躍推進

消防吏員を目指す女性の増加を図るため、女子学生を対象とした職業説明会の開催や消防本部の先進的取組の支援(モデル事業)に加え、新たな広報媒体の活用を含む女性消防吏員PR広報や消防本部の幹部向け説明会の新規開催等消防本部への支援に係る経費として0.8億円を要求しています。

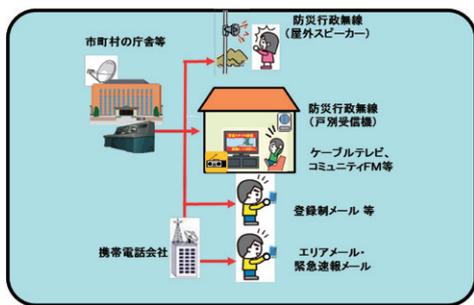


【女性消防吏員の採用ポスター】

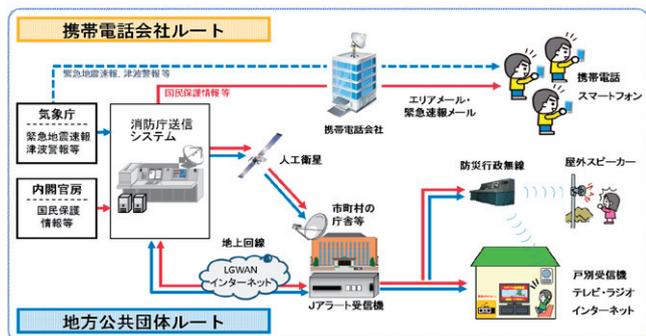
(6) 防災情報の伝達体制の充実強化

災害時の情報伝達体制の充実強化（通信等の技術に関する専門的な知見を有するアドバイザーを派遣）に係る経費0.2億円を要求する他、防災情報システムの標準化に関する調査・検討経費0.4億円（新規）を要求しています。

また、国民に対する基幹的な情報伝達手段であるJアラートの運用・保守・更改に係る経費10.8億円についても要求しています。



【情報伝達手段の多重化】



【Jアラートによる情報伝達】

(7) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた安心・安全対策の推進

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における消防・救急体制に万全を期すため、応援体制の構築及びNBCテロ等に対応するための資機材等の整備に係る経費7.2億円を要求しています。

また、テロへの対処能力の向上のため、国民保護共同訓練の実施に係る経費1.2億円、国民保護体制の整備（地方公共団体による避難実施要領の作成を促進）に係る経費0.2億円についても、要求しています。



【G20大阪サミット消防特別警戒】

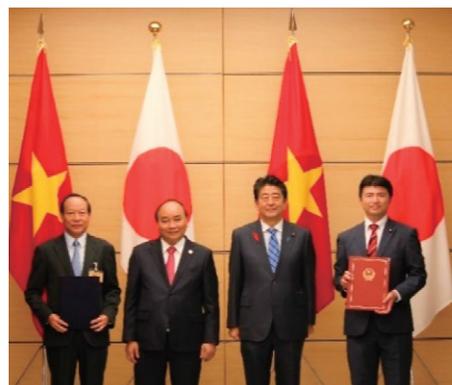


【国と地方公共団体の共同訓練】

(8) 消防防災分野における消防用機器等の海外展開の推進及び科学技術の活用

○消防用機器等の海外展開の推進

ベトナムをはじめ幅広く東南アジア諸国等に対し、日本の規格・認証制度の普及を推進するための経費として0.2億円を要求しています。



【ベトナムと消防分野における協力覚書を締結】

また、国際消防防災フォーラム（アジア諸国を主な対象に、日本がこれまで培ってきた消防防災の技術や制度等に係る知見を提供）を活用した消防防災インフラシステムの海外展開の推進に係る経費0.6億円についても要求しています。



【フォーラムにおいてフィリピン消防局職員へ日本製品を紹介】

(9) 被災地における消防防災体制の充実強化（復興特会）

東日本大震災により被害を受けた消防庁舎や消防団拠点施設等の消防防災施設・設備の復旧の支援、避難指示区域における大規模林野火災等の災害に対応するための消防活動等の支援に係る経費等として7.9億円を要求しています。

以上が、令和2年度消防庁予算概算要求の概要です。

○科学技術の活用による消防防災力の強化

平成30年度に完成し、配備を開始した消防ロボットシステム：スクラムフォース（プロトタイプ）の最適化や量産型の仕様の策定のための研究開発1.0億円、ドローン等を活用した画像分析等による災害（土砂災害等）時の消防活動能力向上に係る研究開発0.5億円、火災延焼シミュレーションの高度化に関する研究開発0.6億円、火災現場環境の可視化や火災進展の予測能力向上に向けた研究開発0.2億円（新規）を要求しています。

また、消防防災科学技術研究推進制度（新たな技術の研究開発に対する支援に加え、製品化に係る取組についても支援することにより、実用化を推進）1.9億円についても要求しています。



【消防ロボットの実証配備】

問い合わせ先

消防庁総務課

TEL: 03-5253-7506

住宅用火災警報器の 設置率等の調査結果 (令和元年6月1日時点)

予防課

1 調査の概要

消防庁では、消防法により設置が義務付けられている住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）の設置率等について、令和元年6月1日時点の調査結果をとりまとめました。

設置率 82.3%

(参考：平成30年6月1日時点 81.6%)

条例適合率 67.9%

(参考：平成30年6月1日時点 66.4%)

※ 「設置率」とは、市町村の火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分のうち、一箇所以上設置されている世帯（自動火災報知設備等の設置により住宅用火災警報器の設置が免除される世帯を含む。）の全世帯に占める割合です。

※ 「条例適合率」とは、市町村の火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分全てに設置されている世帯（同上）の全世帯に占める割合です。

2 都道府県別に見る住警器の設置率等

都道府県別に見ると、福井県の設置率（94.5%）と条例適合率（88.6%）が最も高い一方で、沖縄県の設置率（58.2%）と条例適合率（43.0%）が最も低くなっています（表参照）。

3 傾向と今後の取組

我が国における住宅火災件数及び住宅火災による死者数は、新築住宅に対する住警器の設置義務化がスタートした平成18年以降、おおむね減少傾向にあり、住警器の普及促進を始めとした住宅防火対策に一定の効果が現れていると考えられます（グラフ参照）。

一方で、全国的に見ると住警器未設置世帯が約2割あり、条例適合率が極めて低い地域も見られることから、住宅火災による被害が拡大しやすい高齢者世帯をはじめとした未設置世帯等に早期に住警器が設置されるよう、消防庁においても、介護福祉団体、住宅関係団体、マスメディアなどの多様な団体と連携した取組を進めているところです。

平成27年9月に改正した住宅用火災警報器設置対策基本方針では、①住警器の維持管理に関する広報の強化、②高齢者世帯への設置の働きかけ、③条例適合率の改善に向けた取組を新たに位置付けましたが、今後も引き続き、消防庁、各消防本部、関係団体等が連携し、改正基本方針に基づく各種の取組を強力に推進していくことが重要です。

また、新築住宅に対する住警器の設置義務化から10年が経過し、今後住警器の電池切れや電子部品の劣化等による故障が増えるものと予測されます。本調査とあわせて実施した住警器の維持管理状況調査では、調査を行った世帯の約68%で調査から半年以内に作動確認が行われており、そのうちの約1%の世帯で住警器の電池切れや故障が確認されました。現在各世帯に設置されている住警器の多くは、今後数年以内に設置後10年を経過すると考えられ、火災時に住警器が適切に作動するよう定期的な作動確認を通じて、本体の交換等の必要な対応を推進していく必要があります。

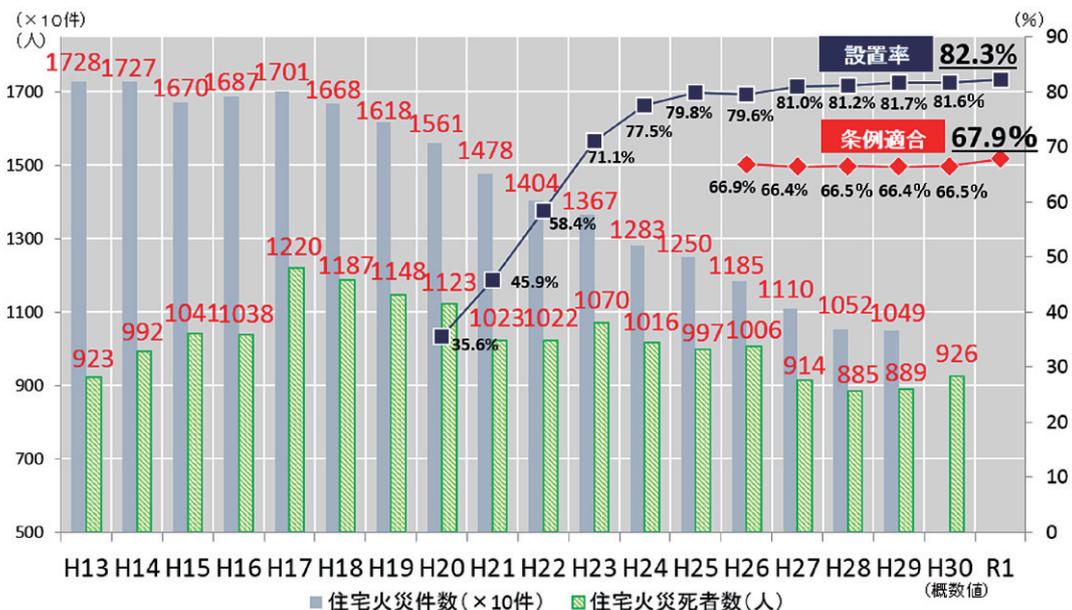
なお、本体交換の際には、住宅の構造や世帯構成に応じて火災をより早期に覚知することが出来る連動型住宅用火災警報器、火災以外の異常を感知して警報する機能を併せもつ住宅用火災警報器、音や光を発する補助警報装置を併設した住宅用火災警報器など付加的な機能も併せ持つ機器などを消防庁では推奨しています。

【表】都道府県設置率及び条例適合率（令和元年6月1日時点）
（標本調査のため、各数値は、一定の誤差を含む。）

| 都道府県 | 設置率 | 条例適合率 | 都道府県 | 設置率 | 条例適合率 |
|------|------------|------------|------|------------|------------|
| 全国 | 82.3% | 67.9% | 三重 | 76.8% (39) | 64.4% (28) |
| 北海道 | 82.0% (19) | 67.6% (18) | 滋賀 | 82.4% (17) | 62.2% (34) |
| 青森 | 75.1% (41) | 59.0% (39) | 京都 | 87.9% (6) | 73.2% (6) |
| 岩手 | 83.8% (13) | 66.9% (21) | 大阪 | 83.8% (13) | 77.0% (5) |
| 宮城 | 91.4% (2) | 65.0% (26) | 兵庫 | 87.2% (8) | 70.4% (12) |
| 秋田 | 81.8% (21) | 67.4% (19) | 奈良 | 74.0% (42) | 63.0% (31) |
| 山形 | 81.7% (22) | 60.8% (38) | 和歌山 | 79.1% (31) | 62.5% (32) |
| 福島 | 77.4% (37) | 54.5% (44) | 鳥取 | 83.0% (15) | 63.6% (30) |
| 茨城 | 72.5% (44) | 58.8% (40) | 島根 | 82.6% (18) | 61.7% (35) |
| 栃木 | 76.8% (39) | 62.4% (33) | 岡山 | 78.0% (35) | 65.0% (26) |
| 群馬 | 70.7% (45) | 54.1% (45) | 広島 | 87.5% (7) | 80.6% (3) |
| 埼玉 | 77.5% (36) | 65.2% (25) | 山口 | 80.9% (24) | 67.7% (17) |
| 千葉 | 80.0% (27) | 65.5% (24) | 徳島 | 80.0% (27) | 68.4% (15) |
| 東京 | 89.3% (3) | 72.2% (7) | 香川 | 77.1% (38) | 64.0% (29) |
| 神奈川 | 84.1% (12) | 72.2% (7) | 愛媛 | 78.9% (33) | 66.8% (22) |
| 新潟 | 86.5% (9) | 71.2% (11) | 高知 | 68.5% (46) | 46.4% (46) |
| 富山 | 86.4% (10) | 67.8% (16) | 福岡 | 81.7% (22) | 71.7% (10) |
| 石川 | 88.1% (5) | 84.0% (2) | 佐賀 | 73.8% (43) | 56.5% (43) |
| 福井 | 94.5% (1) | 88.6% (1) | 長崎 | 78.4% (34) | 58.0% (42) |
| 山梨 | 79.1% (31) | 70.3% (13) | 熊本 | 79.5% (29) | 58.6% (41) |
| 長野 | 82.0% (19) | 66.0% (23) | 大分 | 85.0% (11) | 69.5% (14) |
| 岐阜 | 80.9% (24) | 61.6% (36) | 宮崎 | 82.9% (16) | 71.8% (9) |
| 静岡 | 79.4% (30) | 67.0% (20) | 鹿児島 | 88.7% (4) | 79.1% (4) |
| 愛知 | 80.7% (26) | 60.9% (37) | 沖縄 | 58.2% (47) | 43.0% (47) |

（ ）内は、設置率等が高い都道府県から順に番号を付している。

【グラフ】住宅用火災警報器の普及と住宅火災の状況



※住宅火災件数は、「放火」を除く。

※住宅火災死者数は、放火自殺者等を除く。

問い合わせ先

消防庁予防課予防係 吉田、中野
TEL: 03-5253-7523

平成30年（1～12月） における火災の状況 （確定値）

防災情報室

1 総出火件数は、37,981件、前年より1,392件の減少

平成30年（1～12月）における総出火件数は、37,981件で、前年より1,392件減少（-3.5%）しています。これは、おおよそ1日あたり104件、14分ごとに1件の火災が発生したことになります。

また、火災種別で見ますと、次表のとおりです。

平成30年（1～12月）における火災種別出火件数

| 種別 | 件数 | 構成比 | 前年比 | 増減率 |
|-------|--------|-------|--------|--------|
| 建物火災 | 20,764 | 54.7% | ▲601 | -2.8% |
| 林野火災 | 1,363 | 3.6% | 79 | 6.2% |
| 車両火災 | 3,660 | 9.6% | ▲203 | -5.3% |
| 船舶火災 | 69 | 0.2% | ▲3 | -4.2% |
| 航空機火災 | 1 | 0.0% | ▲5 | -83.3% |
| その他火災 | 12,124 | 31.9% | ▲659 | -5.2% |
| 総火災件数 | 37,981 | 100% | ▲1,392 | -3.5% |

2 総死者数は、1,427人、前年より29人の減少

火災による総死者数は、1,427人で、前年より29人減少（-2.0%）しています。

また、火災による負傷者は、6,114人で、前年より62人増加（+1.0%）しています。

3 住宅火災による死者（放火自殺者等を除く。）数は、946人、前年より57人の増加

建物火災における死者1,146人のうち住宅（一般住宅、共同住宅及び併用住宅）火災における死者は、1,028人であり、更にそこから放火自殺者等を除くと、946人で、前年より57人増加（+6.4%）しています。

なお、建物火災の死者に占める住宅火災の死者の割合は、89.7%で、出火件数の割合53.1%と比較して非常に高いものとなっています。

4 住宅火災による死者（放火自殺者等を除く。）の約7割が高齢者

住宅火災による死者（放火自殺者等を除く。）946人のうち、65歳以上の高齢者は668人（70.6%）で、前年より22人増加（+3.4%）しています。

また、住宅火災における死者の発生した経過別死者数を、前年と比較しますと、逃げ遅れ519人（68人の増・+15.1%）、着衣着火48人（8人の増・+20.0%）、出火後再進入18人（3人の増・+20.0%）、その他361人（22人の減・-5.7%）となっています。

5 出火原因の第1位は、「たばこ」、続いて「たき火」

総出火件数の37,981件を出火原因別にみると、「たばこ」3,414件（9.0%）、「たき火」3,095件（8.1%）、「こんろ」2,852件（7.5%）、「放火」2,784件（7.3%）、「放火の疑い」1,977件（5.2%）の順となっています。

6 住宅防火対策への取組

平成16年の消防法改正により、住宅用火災警報器の設置が、新築住宅については平成18年6月から義務化され、既存住宅についても平成23年6月までに各市町村の条例に基づき全ての市町村において義務化されました。

消防庁では、広報、普及・啓発活動として、住宅防火・防災キャンペーンや春・秋の全国火災予防運動等の機会を捉え、報道機関や消防機関等と連携し、特に住宅用火災警報器の点検・交換などの維持管理の重要性について普及啓発活動を行ったほか、防災品、住宅用消火器等による総合的な住宅防火対策を推進しています。

また、全国の消防本部等においても、「住宅用火災警報器設置対策会議」において決定された「住宅用火災警報器設置対策基本方針」を踏まえ、消防団、女性（婦人）防火クラブ及び自主防災組織等と協力して設置の徹底及び維持管理の促進のための各種取組を展開しています。

7 放火火災防止への取組

放火及び放火の疑いによる火災は、4,761件、総火災件数の12.5%を占めています。

消防庁では、「放火火災防止対策戦略プラン」（参照URL: <https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/suisin/post22.html>）を活用し、目標の設定、現状分析、達成状況の評価というサイクルで地域全体の安心・安全な環境が確保されるような取組を継続的に行うことで、放火火災に対する地域の対応力を向上させることなどを推進しています。

8 林野火災防止への取組

林野火災の件数は、1,363件で、前年より79件増加(+6.2%)し、延べ焼損面積は約606haで、前年より332ha減少(-35.4%)しています。

例年、空気が乾燥する春において、林野火災が多発していることから、毎年、林野庁と共同で火災予防意識の啓発を図り、予防対策強化等のため、春季全国火災予防運動期間中の3月1日から7日までを全国山火事予防運動の実施期間とし、平成30年は「小さな火 大きな森を破壊する」という統一標語の下、様々な広報活動を通じて山火事の予防を呼び掛けました。



問合わせ先

消防庁 国民保護・防災部 防災課防災情報室
TEL: 03-5253-7526

第38回全国消防殉職者慰霊祭

総務課

去る令和元年9月12日（木）、日本消防会館ニッショーホールにおいて、第38回全国消防殉職者慰霊祭が挙行されました。

全国消防殉職者慰霊祭は、消防の任務を遂行中に、不幸にして尊い犠牲となられた全国の消防殉職者や消防協力受難者の功績を称え、その御霊に深甚なる敬意と感謝の

誠を捧げることを目的として、公益財団法人日本消防協会の主催、消防庁の後援により毎年開催されています。

当日は、安倍内閣総理大臣、高市総務大臣が追悼のことばを述べ、献花を行いました。

また、鈴木総務副大臣が献花を行い、消防庁からは林崎消防庁長官等が参列し献花を行いました。



国歌を斉唱する安倍内閣総理大臣、高市総務大臣、鈴木総務副大臣



追悼のことばを述べる安倍内閣総理大臣



献花を行う安倍内閣総理大臣



追悼のことはを述べる高市総務大臣



献花を行う高市総務大臣



献花を行う鈴木総務副大臣



献花を行う林崎消防庁長官

問合わせ先

消防庁総務課

TEL: 03-5253-7521 (直通)

「救急の日2019」及び「令和元年度救急功労者表彰式」の開催

救急企画室

1. はじめに

「救急の日」及び「救急医療週間」は、救急医療及び救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深め、救急医療関係者の意識の高揚を図ることを目的に昭和57年に定められ、以来、毎年9月9日を「救急の日」とし、この日を含む1週間（日曜日から土曜日まで）を「救急医療週間」としています。（今年は、9月8日（日）から9月14日（土）まででした。）この期間には、全国各地において、消防庁、厚生労働省、都道府県、市町村、全国消防長会、公益社団法人日本医師会、一般社団法人日本救急医学会、その他関係機関の協力により各種行事が開催されました。

消防庁では、「救急の日2019」及び「令和元年度救急功労者表彰式」を開催しました。

2. 「救急の日2019」

オープニングステージでは、全国消防イメージキャラクターの「消太」に加え、日本赤十字社の公式マスコットキャラクター「ハートラちゃん」、そして群馬県のマスコットキャラクター「ぐんまちゃん」、松戸中央ライオンズクラブのマスコットキャラクター「松戸さん」がパフォーマンスを披露し、会場を盛り上げました。

日本赤十字社によるイベントでは、赤十字救急法指導員による指導の下、来場した方に応急手当の体験をしていただきました。マスコットキャラクターのハートラちゃんも、一緒に応急手当に参加しました。

続いて「子供たちへのカンタン救命講座」が開催されました。まず、日本AED財団 減らせ突然死プロジェクト実行委員会の「命の記録MOVIE～ASUKAモデル～」が上映され、参加した子どもたちは命の大切さと、応急手当の重要性を学びました。その後に胸骨圧迫を実際に体験してもらい、子どもたちは一生懸命取り組みました。



全国消防イメージキャラクター「消太」



(写真左より)

日本赤十字社公式マスコットキャラクター「ハートラちゃん」
全国消防イメージキャラクター「消太」
群馬県マスコットキャラクター「ぐんまちゃん」
松戸中央ライオンズクラブマスコットキャラクター「松戸さん」



日本赤十字社によるイベントの様子



日本AED財団 減らせ突然死プロジェクト実行委員会によるイベントの様子

また、全国救急救命士教育施設協議会によるイベントでは「未来の救急救命士が繋ぐ、救命の輪」－救急救命処置シミュレーション－が行われました。帝京平成大学と東京医業専門学校が、救急現場での救急隊の活動を実演し、素早くて確かな救急活動を演じました。臨場感のあるデモンストレーションに、来場者も引き込まれ、ラストステージにふさわしいものとなりました。



学生が救急現場での救急隊の活動をデモンストレーションしている様子

3. 令和元年度救急功労者表彰式

9月9日（月）、KKRホテル東京において、全国消防長会 吉田敏治事務総長及び一般財団法人救急振興財団 山本保博会長に御臨席いただき、令和元年度救急功労者表彰式が挙行されました。

受賞者の皆様は、長年にわたり、救急隊員の教育・指導、救急患者の積極的な受入れ、応急手当の普及啓発推進などに御尽力され、各地域の救急医療や救急業務を支えてこられた方々です。総務大臣表彰は、10名の方々と2団体、消防庁長官表彰は17名の方々が受賞され、

石田真敏総務大臣及び林崎理消防庁長官から表彰状が授与されました。



総務大臣表彰の授与



消防庁長官表彰の授与



記念撮影

4. おわりに

消防庁では、「救急の日」及び「救急医療週間」を通じて都道府県や市町村、関係機関等と連携し、救急医療

及び救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深めていくとともに、救急業務のより一層の充実強化を図っていきたいと思います。

令和元年度救急功労者表彰受賞者

(五十音順・敬称略)

総務大臣表彰

○個人表彰（10名）

- | | |
|---------------|---------------|
| ・稲葉英夫 (石川県推薦) | ・突沖満則 (広島県推薦) |
| ・円山啓司 (秋田県推薦) | ・松岡哲也 (大阪府推薦) |
| ・岡田保誠 (東京都推薦) | ・松本正弘 (群馬県推薦) |
| ・北澤公男 (長野県推薦) | ・村田祐二 (宮城県推薦) |
| ・桑原治 (新潟県推薦) | ・森本直樹 (岡山県推薦) |

○団体表彰（2団体）

- ・医療法人 社団美松会 生田病院（滋賀県推薦）
- ・自治医科大学附属 さいたま医療センター（埼玉県推薦）

消防庁長官表彰

○個人表彰（17名）

- | | |
|---------------|----------------|
| ・石川徹 (愛知県推薦) | ・知念鉄雄 (沖縄県推薦) |
| ・岡本実 (山口県推薦) | ・永田洋洋 (宮崎県推薦) |
| ・上條美昭 (静岡県推薦) | ・平川正隆 (大阪府推薦) |
| ・岸成典 (神奈川県推薦) | ・福島義浩 (石川県推薦) |
| ・小池正之 (群馬県推薦) | ・星川英一 (福岡県推薦) |
| ・駒田文雄 (栃木県推薦) | ・堀江剛 (島根県推薦) |
| ・炭谷強 (富山県推薦) | ・安留秀起 (和歌山県推薦) |
| ・竹内栄一 (東京都推薦) | ・山口誠 (千葉県推薦) |
| ・竹垣正博 (徳島県推薦) | |

問い合わせ先

消防庁救急企画室 三島補佐、増田係長
新井主査、勝俣事務官
TEL: 03-5253-7529

緊急消防援助隊情報

令和元年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練の実施について

広域応援室

緊急消防援助隊は、阪神・淡路大震災を教訓に平成7年6月に創設され、平成23年東日本大震災、平成28年熊本地震、平成29年7月九州北部豪雨、平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震、令和元年8月の前線に伴う大雨など、24年間で計39回の災害に出動し、国民の期待に応えるべく、活動してきたところです。

消防庁では、平成8年度から全国を6ブロックに分け、緊急消防援助隊の技術及び連携活動能力の向上を図るため、都道府県及び市町村の協力を得て緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練を実施しています。

訓練の実施に際しては、実災害における教訓等を踏まえて通知した「平成31年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練実施上の重点推進事項について」（平成31年3月8日付け消防広第39号、以下「重点推進事項」という。）に基づき、訓練を計画しています。

1. 実施日及び実施場所

| ブロック | 実施日 | 実施場所 (メイン会場) |
|-------|---------------------|-----------------|
| 北海道東北 | 10月28日(月)～10月29日(火) | 新潟県上越市 |
| 関東 | 11月17日(日)～11月18日(月) | 千葉県市原市 |
| 中部 | 11月1日(金)～11月2日(土) | 福井県大野市 |
| 近畿 | 10月26日(土)～10月27日(日) | 三重県松阪市 |
| 中国・四国 | 11月30日(土)～12月1日(日) | 高知県須崎市 |
| 九州 | 11月9日(土)～11月10日(日) | 宮崎県西諸県郡高原町 |

2. 主な訓練内容

(1) 消防応援活動調整本部等設置運営訓練

受援都道府県は、災害対策本部及び消防応援活動調整本部を設置して、緊急消防援助隊の応援要請等に係る情報伝達訓練や緊急消防援助隊の受入れを行います。

また、被災地消防本部には、指揮本部及び指揮支援本部を設置して、被害状況の把握や、都道府県への被害状況の報告等を行います。

すべての地域ブロックにおいて、ブラインド型（訓練内容を事前に訓練参加者にお知らせしない）ロールプレイング方式により図上訓練を実施します。



平成30年度緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練
消防応援活動調整本部設置・運営訓練（神奈川県庁）

(2) 参集訓練及び受援対応訓練

指揮支援部隊は、ヘリコプターにより受援都道府県庁又は被災地消防本部へ参集する訓練を実施します。そのため、受援側では、指揮支援部隊をヘリコプターの着陸場所から受援都道府県庁又は被災地消防本部まで送迎する等の受援対応訓練を行います。

統合機動部隊及び都道府県大隊は、都道府県が定める応援計画等に基づき、被災地へ参集するため、当該計画の実効性等を検証します。

また、一部の応援都道府県は、自衛隊と連携して、自衛隊輸送機による人員、車両及び資機材の輸送を行い、被災地へ参集する訓練を計画しています。

(3) 部隊運用訓練

被災地入りした緊急消防援助隊は、指揮支援部隊の管理の下、自衛隊、警察、DMA T等の関係機関と連携し、大規模地震をはじめ、過去の災害を踏まえた実践的な訓練を実施します。

また、消防庁から無償使用制度により貸与した水陸両用車や重機等の特殊車両の災害対応力についても検証します。



平成30年度緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練
土砂埋没多重衝突事故救出訓練（鹿児島県東串良町）



平成30年度緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練
広域医療搬送訓練（静岡県浜松市）

（４）後方支援活動訓練

宿営場所では、拠点機能形成車、支援車Ⅰ型等の消防庁無償使用車両を活用するほか、宿営場所の付帯施設を有効活用して、後方支援活動訓練を実施します。また、重点推進事項で通知したとおり、宿営場所等において汚染・感染予防を考慮した訓練を実施します。



平成30年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練
後方支援訓練（福井県坂井市）

3. おわりに

今年度は、受援都道府県及び被災地消防本部の受援力の強化を図るとともに、近年発生した災害を踏まえた実践的な訓練による災害対応力の更なる強化を目的としています。

また、訓練終了後には検証会を実施して、訓練で得られた奏功事例や課題等を踏まえ、緊急消防援助隊の応援体制の更なる充実強化につながるよう取り組んでまいります。

最後に、今年度の緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練の開催にあたり、多大な御協力を頂戴しております開催県、開催市町村及び消防本部、訓練参加消防本部並びに関係機関の皆様へ心より感謝申し上げます。

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 広域応援室
TEL: 03-5253-7527（直通）

先進事例 紹介

豊橋市消防本部人材育成基本方針の策定

～自治体消防における人材育成の過渡期～

豊橋市消防本部 総務課 人事教養担当

豊橋市消防本部の紹介

豊橋市は愛知県の東南部に位置し、東は弓張山地を境に静岡県と接し、西には国定公園に指定される三河湾と国際貿易港である「三河港」を擁し、南は太平洋に面するなど豊かな自然と温暖な気候に恵まれています。

平成11年4月中核市に移行し、平成28年8月には市制施行110周年を迎え「東三河地域」の中心都市、さらには「三遠南信地域」の拠点都市として、周辺市町村との連携・交流を深め、一体的な発展を目指した広域行政の推進に取り組んでいます。

消防本部は、管内人口376,181人、1本部、2消防署、2分署、4出張所、消防職員数339人、消防団員数1,259人の体制で市民との繋がりを大切に安全・安心の確保に努めています。

1 消防本部における人材育成基本方針の策定経緯

■概要

消防本部では、本市が掲げる「豊橋市人材育成基本方針」(※以下「市の基本方針」という。)に沿って人材育成を図ってきましたが、近年の消防を取り巻く環境の変化に対応するため、本市の目指すべき職員像など大きな方向性は維持しながらも、新たな時代にふさわしい消防職員となるため消防本部独自で「豊橋市消防本部人材育成基本方針」(※以下「消防の基本方針」という。)を策定しました。

①消防の状況に応じた人材育成の必要性

近年、消防を取り巻く環境は大きく変化しています。消防本部は、複雑多様化する各種災害に対応するため、その人材、知識、経験、装備をフル活用し備えなければなりません。しかし、団塊世代の大量退職に伴い、経験豊富な職員が減少しており、その技術・知識の継承をいかに行うかが喫緊の課題となっています。また、様々な社会情勢の変化に柔軟に対応するため、消防本部ではその状況に応じた人材育成が必要となりました。

②市の基本方針のまま人材育成の取り組みは消防で

市の基本方針にある各種取り組みでは、消防本部の抱えるそれらの課題を克服できなくなり、消防本部が独自で人事制度、能力開発、職場環境を検討、拡充、新規実施を図り対応してきました。

③市の基本方針が一般行政職へ傾向

本市の市長部局も同様に、目まぐるしく変化する社会情勢に対応するため、働き方改革を中心に時代に即した人事制度の構築に向け人材育成の取り組みの見直しを図っていました。一般行政職の人材確保においては、自己推薦試験や職務経験者を対象にした採用を行う一方、人事制度においては、複線型人事制度や、職員庁内公募制度といった消防職員には適用できない新たな制度を導入するなど、一般行政職の大半を占めるゼネラリストやエキスパートに適した取り組みを充実させ、市の基本方針を一般行政職に傾向したものに改定していきました。その間、スペシャリストに位置付けられた消防職については、市の基本方針の中で影を潜めていきました。

④消防の基本方針策定

市の基本方針が平成30年9月に改訂されたことを契機に、消防本部では、前述の齟齬を解消するために平成31年2月に消防の基本方針を独自に策定することにしました。

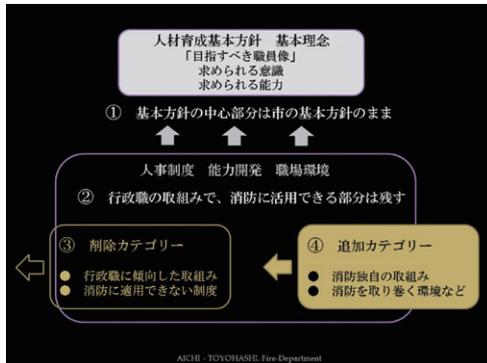


市の基本方針による一般行政職と消防職の位置づけ

⑤策定にあたり

「まちづくり」を実現する「ひとづくり」において、自治体消防である以上、市民に寄り添ったサービスを提供するため基本方針の根幹である基本理念や目指すべき職員像の実現に向けた、求められる意識、求められる能

力は市の基本方針と同様のものとししました。大きな方向性は維持しながら、消防本部で展開している人材育成の取り組みを融合させ消防の基本方針を策定しました。



市の基本方針から消防の基本方針に変更するスキーム

2 豊橋市消防本部人材育成基本方針

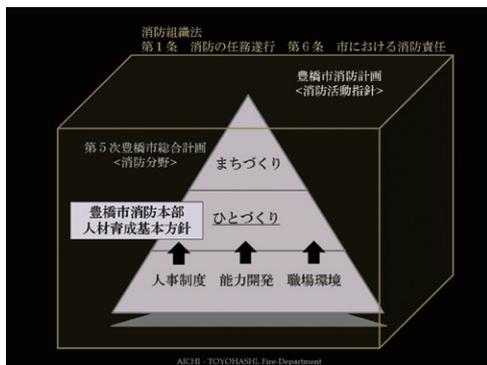
■消防の基本方針構成イメージ

人材育成を進めるうえで、まずは、私たち消防職員がその使命を果たすための全体の構成イメージを再確認する必要がありますと思いました。

消防組織法第1条 消防の任務遂行

消防組織法第6条 市における消防責任

この大きな枠の中に、消防活動という視点で豊橋市消防計画が定められ、また行政の視点では豊橋市の総合計画により消防の分野として「安心して暮らせるまちづくり」が求められています。それらの実現に向け「ひとづくり」を行うことを目的に、この消防の基本方針があることをイメージ化しました。



豊橋市消防本部人材育成基本方針の構成イメージ

■人材育成の取り組み

人材育成の基本は、職員自らが能力を自覚し、さらなる能力向上のために様々な機会を活用しながら自己啓発に励み、成長することにあります。この「職員の自己成長」を促し、支えるものとして、「人事制度」「能力開発」

「職場環境」の3つの側面から働きかけることで、目指すべき職員像を実現するとともに、職員の資質の向上やキャリア形成の支援を進めていきます。

2-1 人事制度

職員の意欲を高め、主体的な成長を促すとともに、それぞれの職員の強みを最大限に引き出し、伸ばし、活用する、人材育成の視点に立った人事管理を行うことが重要です。

このため、人事評価制度等により、職員の能力や実績の的確な把握に努めながら、職員の能力を最大限に発揮するための人事管理（人事異動・昇格・昇給等）を確立するなど、職員がその能力を遺憾なく発揮できるよう、総合的な取り組みを推進します。

①人事制度における課題

目標管理を活用した人事評価制度は人事制度の中核を担うものですが、消防職員において定着・浸透しているとは言い難い状況でした。これまでの市の基本方針と同様に、人事評価マニュアルも行政職と混在した構成となっているため、消防職員に分かりやすく整理する必要がありました。

②厚生労働省自治体保健師の人材育成

その課題を克服するため、同様に自治体で活躍する専門職の保健師に着目しました。地域保健対策の主要な担い手である自治体に所属する保健師の能力の養成は、保健福祉政策の推進において重要視されており、各自治体において、人事評価制度や人材育成基本方針に沿って、保健師の体系的な人材育成を図ることが求められていました。

③-1 目標の明確化 消防職員のキャリアラダー

そこで、厚生労働省「保健師に係る研修のあり方等に関する検討会～自治体保健師の人材育成体制構築の推進に向けて～」を参考にして、消防職員の職位において求められる能力の項目を定めて能力段階に応じた目標を、キャリアラダー制度を用いて段階的に整理しました。キャリアラダー制度を導入することで、職員一人ひとりに期待されている役割及び職務を遂行するうえで発揮することが求められている能力を示すことにより、職員がキャリアを主体的に考え、仕事への意欲を高めながら、明確なステップを踏むことができます。

また消防職員のキャリアラダーを作成するうえで、人事システムと連動されることにより、評価の基準を明確にし、職員のモチベーションを高めることも期待します。

先進事例紹介

また、公正かつ的確な評価を行いやすくなるメリットもあります。

キャリアラダーの効果的な活用として次の3項目を想定しています。

①自己評価ツール

- ・自己能力の現状把握、目的、目標設定への活用
- ・キャリアパスの参考

②他者評価ツール

- ・新任、後輩、部下への指導、教育等への活用
- ・OJT、ジョブローテーションの参考

③組織評価ツール

- ・人材育成、研修企画、人材育成体制の整備
- ・人員確保、人材配置の考慮

キャリアラダー「Career Ladder」とは、「キャリア（経歴）」と「ラダー（はしご）」のふたつの言葉を組み合わせた、キャリアアップを目指すためのキャリア開発のプランのことです。それぞれの職務内容や必要なスキルを明確にし、下位職から上位職へはしごを昇るように移行できるキャリア向上の道筋とそのため能力開発の機会を提供する仕組みです。

| キャリアレベル | | | |
|--------------------------|---|--|--|
| 職級上の職名 | 主要 | 副参事 | |
| 職級 | 5級 | 6級 | |
| 階級 | 消防司令補 | 消防司令 | |
| 能力段階 | 能力発揮期 | 能力総合展開期 | |
| 論理 | 全体の責任者として、責任をもって業務に取り組みるとともに、課題に対応することが出来る。 | 全体の責任者として、担当業務の第一線において課題に取り組みむととも、職務標準を遵守し、公正に職務を遂行することができる。 | |
| 判断 (6級のめ) | | | 担当業務について、問題を的確に把握し、施策の企画、立案や課題対応の業務の中心を担うことができる。 |
| 企画・立案 (6級のめ) 課題対応 (5級6級) | 業務に必要な知識・技術を十分に有しており、課題に対応する担当する事項について分かりやうな説明を行うとともに、関係者との関係構築を行うことができる。 | | 担当業務について、問題を的確に把握し、施策の企画、立案や課題対応の業務の中心を担うことができる。 |
| 説明・調整 (6級) 説明・協調性 (5級) | | | 担当業務について、問題を的確に把握し、施策の企画、立案や課題対応の業務の中心を担うことができる。 |
| 業務遂行 | 積極的に業務を進め、担当業務全体のチェックを行い、確実に業務を遂行することができる。 | 段取りや手順を整え、効率的かつ質的に業務を進めることができる。 | |
| 部下の活用・育成 | 部下の活用を行うとともに、指導・育成を行うことができる。 | 部下の活用を行うとともに、指導・育成を行うことができる。 | |
| 指揮 (災害現場において活動する消防員) | 災害状況を的確に把握し、上級階級を補佐するとともに、自らも具体的な活動方針を決定し、出場部隊の指揮を行うことができる。 | 災害状況を的確に把握したうえで、自らも具体的な活動方針を決定し、出場部隊の指揮を行うことによる成果を挙げることができる。 | |

消防職員キャリアラダー一部抜粋

③-II キャリアの可視化 消防職員キャリアパス

体系的な人材育成構築を推進するために、消防職員のキャリアパスを作成しました。キャリアパスとは、ある職位や職務に就任するために必要な一連の業務経験とその順序、配置異動のルート、昇任・昇格のモデル、あるいは人材が最終的に目指すべきゴールまでの道筋のモデルを言います。

消防職員のキャリアパスでは、キャリアビジョンを描ける組織づくりとして、研修体系と関連付けて作成することで、スキルの習得や能力開発の研修、教育の時期を示し、人材育成の課程における能力開発のバックアップ体制を明確化しました。

| キャリアレベル | 1級 | 2級~3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 6級~9級 |
|------------|-------------------------------|-----------------------------|--------|---------------|--------|--------|
| ジョブローテーション | 所属しべらに遷するたため経験すべた | 総務部 管理 学習 企画 調達 調達 専門職 管理部門 | | | | |
| OJT | 教育担当職員へのOJT 指導の中心として指導を受ける | 指導を受ける | 指導を受ける | 受け入れリーダーとして指導 | 指導を受ける | 指導を受ける |
| Off-JT | 新規採用職員研修 1年研修 6月 新任士長研修 | | | | | |
| 人事課研修 | 消防士養成プログラム 消防職員人材育成強化プログラム | | | | | |
| SD 自己啓発 | 消防士養成プログラム 消防士養成プログラム | | | | | |
| 女性研修 | 女性職員キャリア形成研修、マネジメント研修、職業支援研修等 | | | | | |

消防職員のキャリアパス

2-2 能力開発

職員としての使命と責任の自覚を促すとともに、職務遂行に必要な知識・技能の習得等による能力向上を図り、職務に発揮できるような研修体系を整備し、多様な研修機会の提供と自己啓発への支援に取り組みます。研修の基本的な方向は、職員自らが自己の成長を目指して行う自己啓発を原点とし、それを日常的に職場の上司が職場研修によって支え、さらに、これを職場外研修により補っていくという考え方で実施し、職員の成長の加速化を図ります。

今後は、資格取得等の自己啓発支援を積極的に進めていくとともに、若手職員に対してより実践的な知識・スキルの習得、職場における成長機会の付与による早期戦力化を図るため、消防士育成プログラムにより階層別に消防士の育成を強化していきます。消防士育成研修であるSRを活用し、若手職員のやる気を促し、将来の展望を描く研修を通じてキャリア形成支援を行うことも人材育成を行ううえで重要な役割を担っています。あわせて、女性職員に対しては、今後発生するライフイベントを踏まえた、キャリア形成やマネジメント能力の向上を図る研修を実施することで、職務の継続を支援します。

| 消防士育成プログラム | | | |
|------------|------------|-----------------|------------------------------------|
| 研修名 | 対象 | 研修期間 | 目的 |
| 新規採用職員研修 | 新規採用職員 | 1月 | 消防職員としての基礎知識の習得及び公務員としての自覚と認識を深める。 |
| 3年目研修 | 在職3年目 | 1日 | 現場活動の均一的な消防技術の習得。 |
| SR | 在職5年目 | 1年間を通じて各セクション1日 | 今後の展望を描きやる気を促す。均一的な各種知識の共有。 |
| 新任士長研修 | 在職6年目~10年目 | 2日 | 消防士長として必要な知識、技術の習得。 |

各generationで「そのとき」「必要な」「教育」を実施する。組織による体系的な人材育成を行う。

消防士育成プログラム



消防士育成プログラムの効果

①消防士育成プログラム

若手職員の人材育成を強化するために展開している階層別消防士育成研修のこす。

②SR

SRとはStudy Rotation (スタディーローテーション) の通称で平成30年度から開始している職場内インターンシップ研修です。在職5年目の職員が1年間を通じて高度救助隊、指揮隊、消防指令センター、総務、予防、査察、防災の全7セクションを研修としてローテーションします。

頻繁な人事異動Job Rotation (ジョブローテーション) が困難な消防職において、若手職員がチャレンジしたい業務、自分がどの分野に向いているのかなど今後のキャリア形成を支援するために考案しました。



SR研修先の7セクション



指揮隊SR



高度救助隊SR



消防指令センター SR

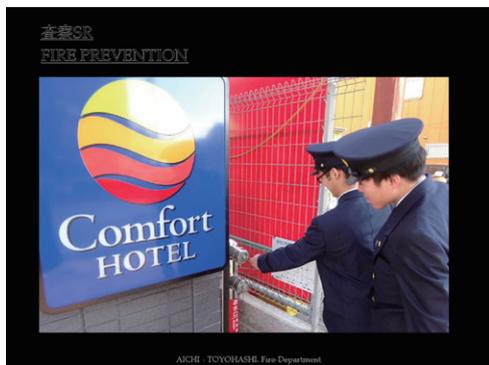


総務SR

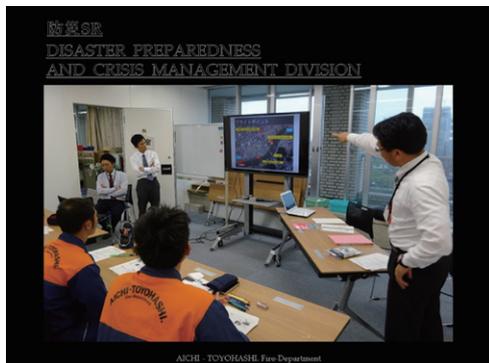
先進事例 紹介



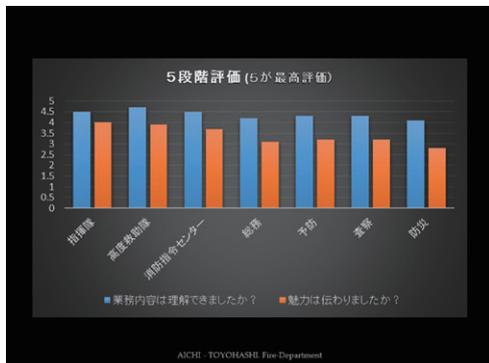
予防SR



査察SR



防災SR



SR研修実施後アンケートより一部抜粋

③OJT

職場研修であるOJTでは、直接指導を行う受入れリーダーだけではなく、研修を受ける側はもちろん、職場全体で協力し、部下又は後輩を育てていく環境づくりを行うことが重要です。目標管理をベースに階層別職員教養指針と関連させ、計画的に全体業務における位置付けを明確化し、理解度、達成度をチェックしながら進めるOJTを確立しました。具体的には、必要最低限のOJTとして新規採用者向けOJTと職場内向けOJTを制度化しました。どのような職員になってほしいのか、どのような職場（活動）を目指すのかという目標を掲げ、いつまでに、何を達成するのかを理解してOJTを行うことによりその習熟度を上げることができます。

さらに、管理職及び主査職には、部下とコミュニケーションを取り、期待や求める役割を伝え、指導・助言を行うとともに、所属職員の能力を最大限に発揮させることができるよう、生産性の向上やマネジメント能力の向上を目的とした研修を実施します。

2-3 環境整備

育児や介護など職員の多様な働き方への配慮を行い、仕事と生活との両立に安心して取り組むことができるよう、意識改革や業務改善を積極的に進めていきます。安心して働くことができるよう、職場の安全性を確保し、職員の健康を守るため、各職場の実態に即した安全衛生活動を実施するとともに、各種ハラスメントやメンタルヘルスに対する理解を深め、誰もがいきいきと働きやすい職場環境を整えます。具体策として、ハラスメントが発生した場合に、迅速かつ適正に被害者の救済及び職場環境の修復を図れるように、その対応基準として「ハラスメント等相談対応マニュアル」や「ハラスメント等サポートガイド」を整備する他、「豊橋市消防職員こころの悩みごと相談窓口」を設置し、職員が抱えているこころの悩みごとをひとりで悩まないでよい環境作りをしています。

また、惨事ストレス対策として、豊橋市消防本部惨事ストレス対策要領により、悲惨な災害現場活動等に従事したことに伴う職員への心理的影響の軽減や、職場復帰、再発防止対策に努めています。

女性活躍推進事業としては、仕事と家庭の両立を支援する制度の拡充の他、女性が働きやすい職場環境を目指すため、庁舎改修に合せ、女性が勤務可能な施設の整備を進めます。

2-4 役割分担

①職員の責務

人材育成を効果的、効率的に進めるためには、職員自らが主体的・積極的に取り組む姿勢が不可欠です。職員一人ひとりが自己の能力開発を常に意識し、自己研鑽に努め、互いに啓発し合うことが大切です。

②管理職及び主査職の責務

人材育成の責任者として、自己啓発に積極的に取り組める職場の雰囲気づくりは勿論のこと、各種研修への参加機会の提供等、職員一人ひとりの能力開発について支援を行っていく責任があります。管理職は人材育成を進めるうえで、人材育成基本方針に沿い、具体的な方向性を示すとともに、その取組みみの進捗状況を把握し、目的が達成できるように管理監督しなければなりません。主査は、グループに所属する職員の能力開発について、OJTの受入れリーダーをはじめ、取組みの中心として大きな役割を担っています。

③総務課の役割

総務課の役割は、消防署や人事課と協力をしながら様々な手法を用いた職員の能力開発と意識改革・職場風土改革による人材の育成を推進することです。そのため、本方針の職員への周知・浸透を図るとともに、職員の意欲・能力・実績・中長期的な人材育成等を重視した、人事異動、昇任・昇格など適切な人事制度の構築・運用に努めます。

ます。また現場活動の分野では、消防ロボットの利用をはじめ、情報把握や避難誘導の分野でもシステムの構築が進んでいます。IT技術や科学技術の急速な進展は消防職員の働く環境にも大きく影響してくるでしょう。

私たちの働き方にも大きな変化がみられます。定年延長が検討される中、高齢職員の能力、経験を活用できる環境の確立、整備が急務となっているほか、高齢職員が様々な職域で活躍できるような能力開発も検討していかねければなりません。

これらの社会情勢の急激な変化や急速な技術革新が進んでも、いつの時代も組織の中心は「人材」であり、変化に柔軟に対応できる未来を見据えた人材を育成していく必要があります。

■おわりに

自治体消防発足以来、市民を守るために築き上げてきた技術や知識、経験を継承し、人材育成を図ってきました。日々の業務の中で無意識に人材育成が図れていた時代は終わり、意識的に人材育成を図る時代を迎えています。その環境を整えるため従来の制度を見直す必要があり、今回の消防の基本方針策定もそのひとつの取り組みでした。

ただし、人材育成に関する各制度が有効に機能するか否かは、職員の意識にかかっています。職員一人ひとりがこの方針を十分に理解し、意識的に人材育成を実践するという風土を醸成する必要があります。組織として「消防の基本方針」を策定するだけでなく、全階層の職員へ深く浸透させることが今後の鍵を握っていると考えています。

2-5 消防を取り巻く環境の変化

市政を取り巻く環境は確実に厳しさを増しています。地方分権や公務員制度改革、行財政改革、地方創生への動きが進展するなど、地方自治体を取り巻く環境は大きく変化しています。これらの変化は消防業務と密接な関係があり、現在抱えている多くの課題は、社会情勢の変化によるものです。

災害や事故の多様化及び大規模化、人口減少及び高齢化の進行、消防に関する市町村財政の減額等、これらの消防を取り巻く状況に対して、国は、消防力の維持・強化には広域化が有効な手段としており、各自治体でその検討を進めています。

人口減少時代における組織の在り方として、行政の効率化を図るうえで、人工知能(AI)や人に代わってソフトウェア版ロボットがデータ入力を行うRPA(ロボティック・プロセス・オートメーション)の導入が検討されてい

「大規模イベント開催に伴う多数傷病者対応訓練」を実施！

札幌市消防局

札幌市消防局では、「ラグビーワールドカップ2019」、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」等の大規模イベント開催に向け、令和元年6月18日（火）に、札幌ドームにおいて多数傷病者対応訓練を実施しました。

本訓練は、入場待ちの観客の列に大型車両が衝突し、多数の負傷者が発生したとの事故想定で、北海道警察、市立札幌病院及び各関係機関と連携して、初動対応から救出・救護・搬送までの一連の活動を実施し、現場対応能力の向上及び相互の連携強化を図りました。



車座研修会

松戸市小金消防署

この度、松戸市小金消防署では、今年、第2回目となる「車座研修会」を開催いたしました。この研修会は、採用10年未満の若手職員16名が参加して、気軽に意見交換や悩みを分かち合い、近くに相談できる仲間がいることの気づき、重要なコミュニケーション要素の1つである「共感・共有」を図ることを目的といたしました。今回の研修会が、ハラスメントなどの不祥事防止に繋がり、十分な意思疎通が図られた職場環境の醸成が出来たことと感じております。



消防通信 望楼 ぼうろう

火災防ぎょ合同訓練を実施

海老名市消防本部

令和元年6月14日・21日・28日の3日間、海老名市消防署南分署において火災防ぎょ合同訓練を実施しました。災害発生時の初動対応及び各隊の連携強化並びに現場経験の少ない若手職員の基本的技術の習得を図ることを目的とし行い、訓練後には検討会を実施し、多くの意見が交わされました。今回の訓練により課題も見つかり、今後の火災防ぎょ活動や訓練に活かすことができ大変有意義なものとなりました。



火災防ぎょ合同訓練

世界文化遺産 清水寺において京都市消防局長特別査察を実施！！

京都市消防局

令和元年7月11日、世界文化遺産の清水寺において、京都市独自の防火運動である「夏の文化財防火運動（7月12日～18日）」に先駆け、多くの報道陣が見守る中、山内京都市消防局長による特別査察を行いました。

本年4月、同じく世界文化遺産であるフランスのノートルダム大聖堂で発生した火災を受けて、消防用設備の設置状況や操作方法、改修工事中の本堂における出火防止、消火準備等について確認を行いました。



消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。
ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



消防大学校だより



危険物科における教育訓練 ～違反処理シミュレーションについて～

消防大学校では、専科教育において、危険物保安業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、危険物保安業務の教育指導者等としての資質を向上させることを目的に「危険物科」を設置しています。

集合教育では座学（講義）において最新の危険物行政の動向、法制、教育技法、燃焼理論及び査察・違反処理要領を学びました。

さらに、校外研修では消防庁消防研究センター、東京地方裁判所、JXTGエネルギー株式会社根岸製油所、タツノ株式会社横浜工場、東京消防庁消防技術安全所の視察を行い危険物業務や消防業務全般に係る視野を広げ知見を深めました。

今回は、危険物科において実施した「査察・違反処理演習」（いわゆる違反処理シミュレーション）について紹介します。

本講義の目標を「違反処理を一人で完結する」ことに設定し、危険物行政の違反処理の中でも件数の多い「無許可貯蔵の除去命令」と「製造所等の緊急使用停止命令」について仮想事案を組み立てました。

違反処理の未経験者が多いことから、まず違反処理の意義、目的、質問調書の取り方、名あて人の特定要領等を講義した上で、シミュレーションに入りました。各々が指定された場所に行き『単独』で現地調査を始めるという想定のため、実況見分、写真撮影、質問調書の作成、

名あて人の特定など作業量が多く、また、短い時間内に命令書の交付、標識の公示まで行う必要があるため、皆必死で取り組んでいました。

また、対象物の関係者役は6人の教官が演じたため、適度の緊張感の中、命令の事務処理を進めていました。

終了後、「違反処理をやったことがないので、体験できてよかった。」「初めから最後まで一人で対応したため、違反処理の流れを学べた」との声が多かった一方で、「本講義の時間をもっと増やして欲しい。」「経験豊富な教官がいるので、時間をかけて不安や疑問を解消したかった。」と非常に前向きな意見もありました。



手強い関係者(教官)を前に緊張が走る



思い溢れる通常点検

1ヶ月間という限られた期間の中で数多くのカリキュラムを行うため、疑問を消化しきれずに課程を修了することもあります。不明な点や壁にあたった時は、消防大学校で出会った仲間を頼り、共に研鑽していただきたいと思います。私たちは同志です。遠慮する理由はないはずです。

特別講習会の開催 ～大規模イベントへの対応力の向上～

消防大学校では、オリンピック・パラリンピック東京大会等の大規模イベントへの対応力強化のため、全国16カ所の大規模イベント開催予定地において、平成28年度から令和元年度までの4カ年で特別講習会を開催しています。

今年度は4カ所で開催を予定しており、そのうち2カ所で開催したところです。

令和元年5月15日(水)に福島県郡山市において、9月3日(火)に茨城県つくば市においてそれぞれ開催し、都道府県、消防学校及び消防本部から警防業務や救急業務等に携わる方が受講されました。

特別講習会は、NBC災害対応能力、多数傷病者対応力の向上及び消防職員の安全管理を主眼とし、以下の内容で構成しました。

<①NBC対応>

国民保護法等の有事関連の概要やテロを巡る最近の情勢をはじめ、NBC災害に関するそれぞれの特性や消防活動上の留意事項、レベルに応じた防護装備、また、乾的・水的除染のポイント等について講義を行いました。



福島県会場

<②多数傷病者対応>

過去の多数傷病者発生事例やその特性、現地指揮本部による早期の指揮体制の確立等の効率的な活動体制の確保策、最先着隊による活動、被害状況に応じたトリアージ法等について講義を行いました。

<③職員の受傷事故事例>

消防職員の受傷事例を画像や動画で紹介するとともに、その原因や安全管理の基本原則等について講義を行いました。

消防大学校の教育訓練計画上の学科等は受入れ者数に制約があることから、講義の受講機会の拡充のため、大規模イベントへの対応力強化に特化し、1日間という短い期間で集中的・効果的に学べるようにしています。

今年度は、さらに宮城県仙台市(11月12日(火))、千葉県市原市(12月11日(水))に開催する予定です。

受講者の皆様には、本講習会で得られた知見等を今後の業務に役立てていただければ幸いです。



茨城県会場

問い合わせ先

消防大学校教務部
TEL: 0422-46-1711



最近の報道発表（令和元年8月24日～令和元年9月23日）

<総務課>

| | | |
|--------|-------------------------------|---|
| 元.9.18 | 令和元年防災功労者内閣総理大臣表彰受賞者（消防関係）の決定 | 令和元年防災功労者内閣総理大臣表彰受賞者（消防関係）は、次のとおり決定しました。 防災功労者内閣総理大臣表彰受賞者 55団体 |
|--------|-------------------------------|---|

<救急企画室>

| | | |
|--------|-----------------------|--|
| 元.8.29 | 令和元年度「救急の日」及び「救急医療週間」 | 「救急の日」及び「救急医療週間」は、救急業務及び救急医療に対する国民の正しい理解と認識を深め、救急医療関係者の意識高揚を図ることを目的に、昭和57年に定められ、以来、9月9日を「救急の日」、この日を含む一週間（日曜日から土曜日まで）を「救急医療週間」としています。 期間中、全国各地において、消防庁、厚生労働省、都道府県、市町村、全国消防長会、公益社団法人日本医師会、一般社団法人日本救急医学会、その他関係機関の協力により、各種行事が開催されます。 消防庁では、「救急の日2019」及び「救急功労者表彰式」を開催します。 |
|--------|-----------------------|--|

<予防課>

| | | |
|--------|---|---|
| 元.9.25 | 消防法施行規則の一部を改正する省令（案）に対する意見公募 | 消防法施行規則の一部を改正する省令（案）の内容について、令和元年9月26日から令和元年10月25日までの間、意見を公募します。 |
| 元.8.27 | 「住宅防火・防災キャンペーン」の実施敬老の日に「火の用心」の贈り物 | 高齢化の進展とともに、住宅火災による死者のうち高齢者の占める割合が増加していることから、消防庁では、「敬老の日に「火の用心」の贈り物」をキャッチフレーズに、改めて高齢者に火災予防を注意喚起するとともに、高齢者に住宅用防災機器等をプレゼントすることを呼びかける「住宅防火・防災キャンペーン」を実施します。 |
| 元.8.27 | 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）等に対する意見公募の結果及び改正省令等の公布 | 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）等の内容について、令和元年7月2日から令和元年7月31日までの間、国民の皆様から広く意見を公募したところ、1件の御意見がございました。この結果を踏まえて、本日、「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令」等を公布しましたのでお知らせします。 |

<地域防災室>

| | | |
|--------|--------------------------|---|
| 元.9.12 | 「第25回全国女性消防団員活性化青森大会」の開催 | 全国の女性消防団員が一堂に会し、日頃の活動やその成果を紹介するとともに、意見交換を通じて連携を深めることにより、女性消防団員の活動をより一層活性化させることを目的として、全国女性消防団員活性化大会を青森県で開催します。 |
|--------|--------------------------|---|

<防災情報室>

| | | |
|-------|----------------------------|---|
| 元.9.6 | 平成30年（1～12月）における火災の状況（確定値） | 平成30年中の火災の状況について、1月から12月までの確定値を取りまとめましたので、その概要を公表します。 |
|-------|----------------------------|---|

<参事官室>

| | | |
|--------|---------------------------------|---|
| 元.8.27 | 「土砂災害における効果的な救助手法に関する高度化検討会」の開催 | 土砂災害における救助活動の充実を図ることを目的として、「土砂災害における効果的な救助手法に関する高度化検討会」を開催し、土砂災害における救助活動を安全かつ迅速に実施するための活動要領等について検討を行っていくこととしましたのでお知らせします。 |
|--------|---------------------------------|---|



最近の通知 (令和元年8月24日～令和元年9月23日)

| 発番号 | 日付 | あて先 | 発信者 | 標 題 |
|-------------------------------|-----------|---------------------------------|-------------------------------------|---|
| 消防参第110号 消防消第166号 | 令和元年9月24日 | 各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市長 | 消防庁国民保護・防災部 参事官 消防庁消防・救急課長 | 訓練時における安全管理の徹底について |
| 消防危第143号 | 令和元年9月20日 | 各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市長 | 消防庁危険物保安室長 | ハザード地区における危険物施設の流出防止対策の促進について |
| 消防災第78号 消防国第48号 消防運第19号 | 令和元年9月13日 | 各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部 | 消防庁防災課長 消防庁国民保護室長 消防庁国民保護運用室長 | 防災・気象情報及び国民保護情報の多言語配信に係る対応言語の拡大について |
| 消防予第164号 消防危第134号 | 令和元年9月10日 | 関係都県消防防災主管部長 | 消防庁予防課長 消防庁危険物保安室長 | 風水害、地震等の災害に伴う長時間停電を踏まえた防火対策の徹底について |
| 事務連絡 | 令和元年9月5日 | 各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部 | 消防庁予防課 消防庁危険物保安室 | 廃プラスチック類等に係る環境省の取組(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正)について(情報提供) |
| 事務連絡 | 令和元年9月3日 | 各都道府県消防防災主管部(局) | 消防庁救急企画室 | (緊急) フィリップス製の半自動除細動器の不具合に関する対応について |
| 消防消第147号 消防予第136号 | 令和元年9月2日 | 各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市長 | 消防庁消防・救急課長 消防庁予防課長 | 世界遺産又は国宝(建造物)及び国宝・重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等において整備等が必要となる防火設備等の把握等に対する協力について(依頼) |
| 消防予第117号 | 令和元年8月30日 | 各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市長 | 消防庁予防課長 | 住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令の公布について(通知) |
| 消防危第124号 | 令和元年8月29日 | 各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市長 | 消防庁危険物保安室長 | 危険物施設における風水害対策の徹底について |
| 消防危第120号 | 令和元年8月27日 | 各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市長 | 消防庁危険物保安室長 | 「地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について」の一部改正について |
| 消防危第119号 | 令和元年8月27日 | 各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市長 | 消防庁危険物保安室長 | 製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件の運用について |
| 消防危第118号 | 令和元年8月27日 | 各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市長 | 消防庁危険物保安室長 | 「圧縮水素充填設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について」の一部改正について |
| 消防危第98号 | 令和元年8月27日 | 各都道府県知事 各指定都市市長 | 消防庁次長 | 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の公布について |
| 消防危第117号 | 令和元年8月27日 | 各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市長 | 消防庁危険物保安室長 | 屋外タンク貯蔵所に係る水張検査の代替に関する運用等について |

広報テーマ

| 10 月 | | 11 月 | |
|----------------------|-----------------------------|--------------------------------------|------------------------------|
| ① ガス機器による火災及びガス事故の防止 | 予防課 予防課 危険物保安室 参事官 | ① 秋季全国火災予防運動 | 予防課 防災課 地域防災室 防災情報室 |
| ② 住宅用火災警報器の設置率等の調査結果 | | ② 津波による被害の防止 | |
| ③ 危険物施設等における事故防止 | | ③ 女性(婦人)防火クラブ活動の理解と参加の呼び掛け | |
| ④ 消防の国際協力に対する理解の推進 | | ④ 正しい119番通報要領の呼び掛け<<11月9日は「119番の日」>> | |

ガス機器による火災及びガス事故の防止

予防課

都市ガスやプロパンガスは、取扱いを誤ると火災や爆発などの大きな事故につながります。また、不完全燃焼による一酸化炭素中毒事故も恐ろしいものです。

次の点に注意し、ガスによる火災や事故を防止しましょう。

ガス機器の正しい取付け

- ① ガスコンロやガスストーブを柱や壁に近づけて使用すると、壁面等を熱に強い材料で覆っていても、内部の木材が炭化して、低温でも発火することがあります(伝導過熱)。柱や壁などから十分な間隔を取って使用してください。
- ② ガス漏れを防ぐため、ゴムホース等は器具との接続部分をホースバンド等で締め付けるとともに、適正な長さで取り付け、ひび割れ等の劣化がないか定期的に点検してください。

ガス機器の正しい取扱い

- ① ガス機器を点火したときは、必ず火がついたか確かめてください。
- ② ガスコンロで揚げ物等をしている際の火災が多く発生しています。揚げ物等をする際にはその場を離れず、またどうしても離れる場合は短時間でもコンロの火を必ず消して下さい。
- ③ 煮炊き等をする際も、鍋を火にかけたら目を離さないようにし、煮こぼれ等による炎の立ち消えや空焚き等がないように注意してください。
- ④ コンロの周囲は整理・整頓に努め、可燃物等に着火しないように注意してください。
- ⑤ 煮こぼれ等によるガスバーナーの目詰まりは不完全燃焼を起こし、有毒な一酸化炭素中毒の原因にもなります。日頃から適度な清掃に努めてください。

十分な換気

- ① ガスが燃焼するには、多量の新鮮な空気を必要とします。空気が不足すると不完全燃焼を起こし、有毒な一酸化炭素が発生しますので、換気扇を回す、窓を開けるなど換気に心がけましょう。
- ② ガス風呂釜や大型湯沸器等の排気筒が外れていたり、物が詰まった状態で使用すると排気が不十分になり不完全燃焼が起こることがあります。異常を感じたら、直ちに排気筒が正常な状態にあるか点検してください。

ガス漏れに気付いた時の注意点

- ① ガス漏れ等の異常に気付いた時は、ガスの元栓を閉め、窓を開けて空気の入換えをしてください。また、その際、換気扇、電灯等のスイッチやコンセントプラグに触れると火花が発生し、爆発を起こす危険がありますので触れないでください。

- ② ガス機器を使用中に地震が発生した場合は、まず身の安全を図り、揺れがおさまった後で火を消し、ガスの元栓を閉めてください。

安全装置付ガス機器の使用

- ① ガス栓の不完全な閉止、炎の立ち消え、機器の老朽化等によって起きる事故を防ぐため、ヒューズコック、マイコンメーター等の安全装置やガス警報器を設置することが有効です。また、現在販売されている家庭用ガスコンロには、噴きこぼれなどで火が消えた際に自動的にガスが止まる「立ち消え安全機能」と油の温度が上がりすぎる前に自動的にガスが止まる「天ぶら油過熱防止機能」の装着が義務付けられています。これらの安全機能がついたガス機器を使用しましょう。
- ② 暖房器具には、地震時や誤って倒した時に自動的に消火する「対震自動消火装置」の他に、ファンヒーターの消し忘れによる長時間運転時に自動的に消火する「消し忘れ自動消火機能」等がついているものがあります。ガスによる火災・事故を防ぐため、これらの安全機能がついたガス機器を使用しましょう。



(天ぶら油過熱防止機能)

住宅用火災・ガス・CO警報器の設置

ガス機器による火災や事故を総合的に防止するためには、ガス漏れと一酸化炭素の発生を検知するガス・CO警報器に、熱又は煙感知機能が加わった住宅用火災・ガス・CO警報器を設置することが有効です。



都市ガス用(壁掛型) LPガス用(壁掛型) 都市ガス用(天井設置型)

住宅用火災・ガス・CO警報器

「厨房における火災予防の広報用映像」については、消防庁ホームページからご覧ください。

<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/suisin/post10.html>

問い合わせ先

消防庁予防課予防係
TEL: 03-5253-7523



2020年度「全国统一防火標語」の募集について

予防課

消防庁では、家庭や職場・地域における防火意識の高揚を図ることを目的として、9月13日(金)から一般社団法人日本損害保険協会と共催で2020年度の「全国统一防火標語」を募集しています。

入選作品は、消防庁の後援により同協会が制作する約20万枚の防火ポスターに採用し、当該ポスターは全国の消防署をはじめとする公共機関等に掲示されるほか、防火意識の啓発・PR等に活用されます。

1966年度の募集から数えて、今回で55回目を迎えます。毎年多数の応募があり、2019年度の募集では全国から17,461点の作品が寄せられました。

消防庁の統計によると、2018年中の火災発生件数は37,900件（前年比1,473件減）、総死者数は1,422人（前年比34人減）と、前年と比べて減少はしていますが、多くの被害・犠牲者が出ています。また、火災発生件数を出火原因別にみると、たばこ・たき火・こんろなどの火の不始末など、日常生活での不注意が招いた火災が上位を占めています。

火災の恐ろしさ、防火の大切さ、防火のポイントや手法などを簡潔に表現した斬新な作品をお待ちしています。

※火災件数等にあつては概数値

【募集期間】

2019年9月13日(金)から11月30日(土)

【応募方法】

パソコン・スマートフォン(一般社団法人 日本損害保険協会応募フォーム)から応募

応募先URL：<https://www8.webcas.net/form/pub/bouka/apply/>

【発表】

2020年3月下旬に、一般社団法人 日本損害保険協会ホームページで、入選・佳作作品および入選・佳作入賞者を発表

標語募集ページURL：<https://www8.webcas.net/form/pub/bouka/lp>



2019年度防火ポスターモデル
秋元 真夏さん

問い合わせ先

消防庁予防課行政係
TEL: 03-5253-7523



消防防災分野の国際協力について

参事官付

開発途上国では、経済発展・都市化が進む中、これまで以上に高度な消防防災体制の構築が必要とされています。これに伴い、我が国の消防防災の知見、技術等を学び、取り入れたいという諸外国からのニーズも拡大しています。

消防庁では、このようなニーズに対応するため、消防本部、外務省、独立行政法人国際協力機構（JICA）等と連携・協力をしつつ、消防防災分野の国際協力を積極的に実施しています。以下、消防庁が行っている主な国際協力事業を紹介します。

【国際消防防災フォーラム】

アジア圏内の国を主な対象として、平成19年度から「国際消防防災フォーラム」を開催しています。これは、我が国の消防技術、制度等を広く紹介し、開催国の消防防災能力の向上を図ることを目指すものです。平成30年度は、フィリピンで開催し、同国の内務自治省消防局や地方自治体の危機管理部局の職員等に対し、我が国の消防団制度や予防行政、消防用機器の規格・認証制度、消防機関によるCBRNE（化学（Chemical）、生物（Biological）、放射性物質（Radiological）、核（Nuclear）、爆発物（Explosive）の頭文字をつなげた略語）対応等を紹介しました。

また、本フォーラムを消防防災インフラシステムの海外展開を推進する場としても活用すべく、日本企業による消防用機器等の紹介や展示の場を設けました。会場に

は、同国の消防防災関係者が多数集い、日本企業からの製品説明に熱心に聞き入っていました。

令和元年度は、本フォーラムをタイで開催する予定です。

【開発途上国等への技術協力】

JICAと連携し、諸外国の消防士等を対象に消防本部の協力の下で課題別研修及び国別研修等を行っています。研修員は、数週間から数ヶ月にわたって、日本の消防防災に関する知識や技術を身につけ、自国の消防防災能力の向上に役立てています。

・課題別研修

課題別研修として、昭和62年度から「救急救助技術」研修、昭和63年度から「消防・防災」研修（平成25



国際消防防災フォーラムを活用し日本企業の製品を紹介
（平成30年11月フィリピン）



国際消防防災フォーラム（平成30年11月フィリピン）



救急救助技術研修（大阪市消防局提供）



消防・防災研修（北九州市消防局提供）

年度までは「消火技術」研修として実施）を実施しています。

「救急救助技術」研修は大阪市消防局において実施しており、これまでに73か国291名の研修員を受け入れています。また、「消防・防災」研修は北九州市消防局において実施しており、これまでに84か国283名の研修員を受け入れています。それぞれの研修では、規律訓練、訓練礼式等の基礎訓練から、実災害を想定した消火訓練や救助訓練まで幅広い分野の訓練を約2か月間、実施しています。

・国別研修等

開発途上国からの個別の要請に基づき実施する国別研修では、これまでベトナム（平成21年度～平成23年度）、中国（平成21年度～平成24年度）、イラン（平成24年度～平成26年度）などの国々へ研修を実施してきました。近年では、平成26年度から平成29年度までマレーシアに対して、「消防行政能力向上プロジェクト」を実施しています。

【海外の消防防災関係者への情報提供等】

隣国である韓国の消防機関と相互理解を図り、連携・協力を推進することを目的として「日韓消防行政セミナー」を開催しています。平成30年度は、11月に韓国セジョン市において、大規模な火災や災害対応について情報交換が行われました。

また、各国大使館、JICA、外務省等の協力依頼に基づき、諸外国からの消防防災、危機管理分野等の関係者の訪問を受け入れ、それぞれの要望に応じた情報提供、関連施設の視察等を実施しています。平成30年度は、フランスやチリの消防防災関係者に対して、日本の消防防災制度等をレクチャーしました。

【国際緊急援助活動】

国際消防救助隊（IRT）は、海外で大規模災害が発生した際、被災国からの要請に応じ派遣される国際緊急援助隊の一員であり、派遣実績は、昭和61年の発足以来、21回を数えます。

消防庁では、今後の派遣に備えるため、国際緊急援助隊の一員となりうる消防本部の救助隊員を対象として、捜索救助に関する国際的なガイドラインや技術に関する研修を実施しており、海外被災地での救助活動において求められる知識、技術（手法）及びチームビルディング（連携）の向上を図っています。

なお、我が国の国際緊急援助隊救助チームは、平成22年3月に国際捜索救助諮問グループ（INSARAG）による能力評価において、最高分類である「Heavy（ヘビー）」の評価を受けました。その後、平成27年3月に更新評価を受検し、再び「Heavy（ヘビー）」の評価を受けており、派遣時の一層の活躍が期待されています。

国際協力を積極的かつ継続的に実施するためには、消防本部をはじめ、関係機関との連携が不可欠です。関係者の皆様には、消防防災分野における国際協力へのご理解とご協力を引き続きお願いいたします。



メキシコにおける捜索救助活動（平成29年9月JICA提供）

問い合わせ先

消防庁参事官 手島、村田、田村
TEL: 03-5253-7507



第67回全国消防技術者会議のプログラムについて

消防研究センター

消防の動き令和元年8月号でお知らせしました「第67回全国消防技術者会議」につきまして、その詳細なプログラムが決まりましたので、以下のとおりご紹介いたします。皆様の御参加をお待ちしております。

- 開催日時：令和元年11月21日（木）・22日（金）の2日間
- 場所：ニッショーホール（日本消防会館）＜東京都港区虎ノ門2-9-16＞
- 定員：両日とも先着650名（参加無料）
- 申込み方法：消防研究センターのWEBページから、申し込み専用サイトにアクセスし、お申し込みください。
なお、上記の方法により申し込むことが難しい場合は、メールでお問い合わせください。
- 申込み期限：11月17日（日）
- 連絡先：消防庁消防研究センター 研究企画室
〒182-8508 東京都調布市深大寺東町4-35-3
TEL:0422-44-8331 FAX:0422-42-7719 E-mail：67_gijutsusha@fri.go.jp
※詳細については、以下のページをご参照ください。
「第67回全国消防技術者会議」
http://nrifd.fdma.go.jp/public_info/gijutsusha_kaigi/gijutsusha_kaigi_67th/index.html
「2019年度消防防災科学技術賞」
http://nrifd.fdma.go.jp/exchange_collaborate/hyosho/hyosho_2019/index.html
「第23回消防防災研究講演会」
http://nrifd.fdma.go.jp/public_info/kouenkai/kouenkai_23th/index.html

□プログラム

<第1日>

令和元年11月21日（木） 10:00～16:58

| | | |
|--|---|---------------------|
| 【開会】 | | |
| 10:00～10:05 | 開会の辞 | 長尾一郎（消防研究センター所長） |
| 【特別講演】 | | |
| 10:05～11:35 | Society 5.0による安全・安心な地域の実現 | 不破 泰（信州大学総合情報センター長） |
| 【表彰式】 | | |
| 11:40～12:30 | 2019年度消防防災科学技術賞表彰式 | |
| 【昼休み】・【展示発表1：2019年度消防防災科学技術賞受賞作品（消防防災機器等の開発・改良）】 展示会場：2階ロビー | | |
| 12:30～13:30 | 水面における要救助者救出資器材の考案 | 名古屋市消防局 |
| | 熱中症傷病者の深部体温を効率的に下げる冷却マットの開発について | 衣浦東部広域連合消防局 |
| | サイロ内海砂に埋没した要救助者に対する空気ポンベの圧力を利用した救出サポートシステムの開発 | 大阪市消防局 |
| | ゴム製防火靴の活動効率を上げるサポートギア | 大垣市生活環境部 |
| | 陽圧式化学防護服内における環境改善機器の考案 | 東近江行政組合消防本部 |
| | 廃棄物処理用破砕設備の爆発抑制装置の研究開発 | 株式会社モリタホールディングス他 |
| | ドローンとAI技術による自動搜索システム | 株式会社ロックガレッジ |
| | V R消火放水シミュレーターの開発 | 株式会社 横井製作所 |
| | 高層階火災に対応した新型ラインプロポーションナーの開発 | ヨネ株式会社他 |
| 原因追究困難事案から火災調査サポートアプリの開発へ | 大阪市消防局 | |



| 【口頭発表1：2019年度消防防災科学技術賞受賞作品（消防防災科学論文）】 | | |
|---|---|-------------------|
| 13:30～13:44 | 高齢者単身世帯が救急活動に与える影響とICTを活用した取り組み | 総社市消防本部 |
| 13:44～13:58 | 電気ストーブにおける可燃物接触に対する安全装置の試案 | 神戸市消防局市民防災総合センター他 |
| 13:58～14:12 | 観測地震波を用いた身体防護姿勢の検証 | 東京消防庁 |
| 14:12～14:26 | 災害写真パネル等を活用した「実動と座学同時進行型防災訓練」の開発 ～座学者にも実動効果が見込める訓練手法～ | 京都市消防局 |
| 14:26～14:40 | 災害現場指揮における効率的な図化・情報処理手法の開発 ー指揮隊における手法の統一化の検証ー | 京都市消防局 |
| 14:40～14:54 | 地震時における救助活動シミュレーションの構築と応援・受援体制に関する考察 | 横浜国立大学大学院他 |
| 14:54～15:08 | 火災未然防止のための電源コードの導体素線断線判定法の検討 | あいち産業科学技術総合センター他 |
| 15:08～15:20 | 【休憩】 | |
| 【口頭発表2：2019年度消防防災科学技術賞受賞作品（消防職員における原因調査事例）】 | | |
| 15:20～15:34 | エアコンの接続不良による火災について | 川崎市消防局 |
| 15:34～15:48 | 車両前照灯ハロゲンバルブに起因する出火事例 | 名古屋市消防局 |
| 15:48～16:02 | 駐車車両のメーターパネル基板から出火した事例について | 静岡市消防局 |
| 16:02～16:16 | 高潮浸水による車両火災の出火原因と迅速な予防広報 | 神戸市消防局 |
| 16:16～16:30 | 電気温床線からの出火事例 | 神戸市消防局 |
| 16:30～16:44 | ジャンプスターターに起因する車両火災の調査報告 | 徳島市消防局 |
| 16:44～16:58 | 農業原体製造プラント原料ホッパーの爆発火災事例 | 横浜市消防局 |

<第2日>

令和元年11月22日（金） 9:15～16:05

| 【開会】 | | |
|--|---|---------------------|
| 【口頭発表3：一般発表】 | | |
| 9:15～9:35 | 消火用ホースの摩耗損傷に関する検証 | 東京消防庁 |
| 9:35～9:55 | 車両走行時の振動等による胸骨圧迫への影響に関する検証 | 東京消防庁 |
| 9:55～10:15 | 非常放流中のダム湖における救助手法について | 岡山市消防局 |
| 10:15～10:35 | 屋外高所作業用ゴンドラの事故における効果的な一次確保について | 岡山市消防局 |
| 10:30～10:45 | 【休憩】 | |
| 【口頭発表4：一般発表】 | | |
| 10:45～11:05 | 北川式ガス検知管の性能比較に関する検証 | 東京消防庁 |
| 11:05～11:25 | 「集団災害」の原因・・・？それは油の過熱だった！ | 枚方寝屋川消防組合消防本部 |
| 11:25～11:45 | そのボンベ大丈夫？備えに潜む危険性 | 枚方寝屋川消防組合消防本部 |
| 【昼休み】・【展示発表2：一般発表】 展示会場：2階ロビー | | |
| 11:45～12:45 | 若手消防職員による自分たちの教科書「スタディブック」の活用について | 仙台市消防局 |
| | 屋内空間におけるドローンの活用に関する検証 | 東京消防庁 |
| | 接触部過熱の出火機構の究明に関する研究 | 東京消防庁他 |
| | 中山間地域災害対策 ～走破性の高い車両を改良して～ | 志太広域事務組合志太消防本部 |
| ≪第23回消防防災研究講演会≫ 消防を支援する科学技術の向上を目指して ～消防研究センター研究成果報告～ | | |
| 12:45～12:50 | 開会の辞・趣旨説明 | 細川直史（技術研究部長） |
| 【研究発表1】 | | |
| 12:50～13:10 | 消防ロボットシステム：スクラムフォースの研究開発 ー実戦配備型の概要と実証配備の開始ー | 天野久徳（特別上席研究官） |
| 13:10～13:30 | 次世代救急ツールの研究開発 | 久保田勝明（特殊災害研究室） |
| 13:30～13:50 | 土砂災害現場の救助活動に関する研究 ー安全で迅速な救助活動のためにー | 新井場公德（地震等災害研究室） |
| 13:50～14:10 | 大規模地震災害時等の同時多発火災対応に関する研究 | 高梨健一（地震等災害研究室） |
| 14:10～14:30 | 災害対応のための無人飛行制御技術に関する研究開発 | 佐伯一夢（地震等災害研究室） |
| 14:30～14:40 | 【休憩】 | |
| 【研究発表2】 | | |
| 14:40～15:00 | 火災時における自力避難困難者の安全確保に関する研究 | 塚目孝裕（原因調査室） |
| 15:00～15:20 | 火災原因調査の能力向上に資する研究 | 田村裕之（大規模火災研究室） |
| 15:20～15:40 | 大型石油タンクの地震・津波被害予測 | 畑山 健（施設等災害研究室） |
| 15:40～16:00 | 化学物質等の火災危険性評価法に関する研究 | 岩田雄策（危険性物質研究室） |
| 【閉会】 | | |
| 16:00～16:05 | 閉会の辞 | 秋葉 洋（消防研究センター研究統括官） |

ひとつずつ いいね!で 火の用心 確認

二〇一九年度
全国統一防火標語

大規模地震による
広域火災にも、
日常からしっかりと
備えましょう。

秋元真夏(乃木坂46)

一般社団法人
日本損害保険協会

一般社団法人 日本損害保険協会 会員会社(2019年4月1日現在)
あいおいニッセイ同和損保/アイベット損保/アクサ損保/アニコム損保/イーデザイン損保/AIG損保/
エイチ・エス損保/SBI損保/au損保/共栄火災/ジェイアイ/セコム損害保険/セゾン自動車火災/ノーロー
損保ジャパン日本興亜/そんぽ24/大同火災/東京海上日動/トリア再保険/日新火災/日本地震/
日立キャピタル損保/ペット&ファミリー損保/三井住友海上/三井ダイレクト損保/明治安田損保/楽天損保

後援: **FDMA** **消防庁**
Fire and Disaster Management Agency
住宅用火災警報器は点検・交換が必要です。

日本損害保険協会は、防火ポスターの作成を通じて、広く国民の防災・防火意識の高揚を図っています。